

国別ジェンダー情報整備調査 (ブータン王国)

平成 29 年 2 月
(2017 年)

独立行政法人国際協力機構（JICA）
アイ・シー・ネット株式会社

地図



出所：Ezilon Maps (<http://www.ezilon.com/maps/asia/bhutan-maps.html>)

目次

地図

略語表

調査の目的

1. 基礎指標.....	1
1.1 社会経済指標	1
1.2 保健医療指標	6
1.3 教育指標	8
1.4 その他関連指標	12
2. 女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み.....	19
2.1 社会経済状況の概要	19
2.2 ブータンにおける女性の概況	20
2.3 ジェンダーに関するブータン政府の取り組み	26
2.4 ナショナル・マシナリー	30
3. 主要セクターにおける女性の現状.....	33
3.1 農業・農村開発	33
3.2 地方行政	36
3.3 女性起業家育成・支援	39
3.4 災害リスク削減（DRR）におけるジェンダー視点	41
4. ブータンにおける開発援助事業実施上の留意点および提言	44
4.1 JICA事業におけるジェンダー視点の取り込み状況のレビュー・分析	44
4.2 ジェンダー視点からみた今後のセクター支援にかかる提言	49
4.3 ジェンダー視点からみたブータンにおける事業実施上の留意点	50
4.4 ジェンダー主流化や女性のエンパワメントを主眼に置いた 案件形成にかかる提言	50
5. 国際機関、NGO、その他の機関のジェンダー・女性支援事業	52
5.1 国際機関	52
5.2 二国間援助	54
5.3 非政府組織（NGO）など	54
6. ジェンダー関連情報.....	56
6.1 関連機関/組織・人材リスト	56
6.2 関連文献リスト	57
7. 用語・指標解説.....	58
8. 参考文献.....	60

略語表

略語	英語名	日本語名
ADA	Austrian Development Agency	オーストリア開発機構
ADB	Asian Development Bank	アジア開発銀行
AMEPP	Agriculture, Marketing and Enterprise Promotion Programme	農業、マーケティングおよび起業推進プログラム
BAOWE	Bhutan Association of Women's Entrepreneurs	ブータン女性起業家協会
BDB	Bhutan Development Bank	ブータン開発銀行
BHU	Basic Health Unit	基礎的保健ユニット
BLC	Basic Literacy Course	基礎識字教室
BNEW	Bhutan Network for Empowering Women	女性のエンパワメント・ネットワーク
CBO	Community-Based Organization	コミュニティ組織
CEDAW	Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）
	Committee on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women	女性差別撤廃委員会
CPFP	Child Protection Focal Person	子ども保護フォーカル・パーソン
CRC	Convention on the Rights of the Child	子どもの権利条約
CPS	Country Partnership Strategy	（ADB の）国別パートナーシップ戦略
CSI	Cottage and Small Industry	家内・小規模産業
CSMI	Cottage, Small and Medium Industry	家内・中小規模産業
CSO	Civil Society Organization	市民団体
DAMC	Department of Agricultural Marketing and Cooperatives	農業マーケティング・協同組合局
DCSI	Department of Cottage and Small Industry	家内・小規模産業局
DRR	Disaster Risk Reduction	災害リスク削減
DV	Domestic Violence	家庭内暴力
FAO	Food and Agriculture Organization of the United Nations	国連食糧農業機関
GAD	Gender and Development	ジェンダーと開発
GBV	Gender-Based Violence	ジェンダーに基づく暴力
GECDP	Gender, Environment, Climate-Change, Disaster and Poverty	ジェンダー、環境、気候変動、災害、貧困（の主流化）
GDI	Gender Development Index	ジェンダー開発指数
GDP	Gross Domestic Product	国内総生産
GER	Gross Enrolment Ratio	粗就学率
GFP	Gender Focal Person (Point)	ジェンダー担当者
GGI	Gender Gap Index	ジェンダー・ギャップ指数
GII	Gender Inequality Index	ジェンダー不平等指数
GLOF	Glacial Lake Outburst Flood	氷河湖決壊洪水
GNH	Gross National Happiness	国民総幸福量（または感）

GNHC	Gross National Happiness Commission	国民総幸福委員会
GNI	Gross National Income	国民総所得
HDI	Human Development Index	人間開発指数
ICT	Information and Communication Technology	情報・コミュニケーション技術
IFAD	International Fund for Agricultural Development	国際農業開発基金
IHDI	Inequality-adjusted Human Development Index	不平等調整済み人間開発指数
IMR	Infant Mortality Ratio	乳児死亡率
JFPR	Japan Fund for Poverty Reduction	貧困撲滅日本基金
JICA	Japan International Cooperation Agency	独立行政法人国際協力機構
LG	Local Government	地方政府
MDGs	Millennium Development Goals	ミレニアム開発目標
MMR	Maternal Mortality Ratio	妊産婦死亡率
MoAF	Ministry of Agriculture and Forestry	農林業省
MoEA	Ministry of Economic Affairs	経済省
MoHCA	Ministry of Home and Cultural Affairs	内務文化省
MoLHR	Ministry of Labour and Human Resources	労働人的資源省
MoWHS	Ministry of Works and Human Settlement	公共事業省
MRG	Mainstreaming Reference Group	主流化委員会
MPI	Multi-dimensional Poverty Index	多次元貧困指数
NCWC	National Commission for Women and Children	女性と子どものための国家委員会
NER	Net Enrolment Ratio	純就学率
NGO	Non-Governmental Organization	非政府組織
NKRAs	National Key Results Areas	国家主要成果領域
NPAG	National Plan of Action for Gender	ジェンダーに関する国家活動計画
NPO	Non-Profit Organization	非営利組織
NSB	National Statistics Bureau	国家統計局
NWAB	National Women's Association of Bhutan	ブータン国家女性協会
ODA	Official Development Assistance	政府開発援助
OECD	Organization for Economic Co-operation and Development	経済協力開発機構
ORC	Out-reach Clinic	遠隔地クリニック
OVOP	One Village One Product	一村一品
PLC	Post-Literacy Course	実践識字教室
PMU	Project Management Unit	プロジェクト実施ユニット
PPP	Purchasing Power Parity	購買力平価
RENEW	Respect, Educate, Nurture and Empower Women	ブータンの NPO 組織名
RNR	Renewable Natural Resource	再生可能天然資源（セクター）
SAARC	South Asia Association for Regional Cooperation	南アジア地域協力連合

SDC	Swiss Development Cooperation	スイス開発庁
SDGs	Sustainable Development Goals	持続可能な開発目標
SIGI	Social Institutions and Gender Index	社会制度・ジェンダー指数
TFR	Total Fertility Rate	合計特殊出生率
ToT	Training of Trainers	研修指導者養成研修
UN	United Nations	国際連合
UNDAF	United Nations Development Assistance Framework	国連開発援助枠組み
UNDP	United Nations Development Programme	国連開発計画
UNESCO	United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization	国連教育科学文化機関
U5MR	Under 5 Mortality Ratio	5歳未満児死亡率
WID	Women in Development	開発と女性

調査の目的

開発援助においては、1960年代から、開発途上国の女性の開発への参加および女性の地位向上の重要性が認識されるようになり、1970年代になると「開発と女性（Women in Development: WID）」の概念が開発課題として重視されるようになった。1980年代には、WIDアプローチのように課題解決にあたって女性のみを切り離して捉えるのではなく、女性と男性の相対的な関係や、女性の地位や立場に影響を与える制度や社会システムにも視点を向ける「ジェンダーと開発（Gender and Development: GAD）」の概念が新たに提示され、さらに GAD アプローチを定着させる手段として、「ジェンダー主流化」への取り組みが国際社会で重視されるようになった。ジェンダー主流化とは、全ての開発政策、施策、事業の計画、形成、実施、モニタリング、評価にジェンダー視点を取り込み、ジェンダーに基づいた開発課題やニーズ、インパクトを明確にしていく包括的なアプローチを指す。

日本政府は、2013年および2014年の国連総会での首相演説において、政府開発援助(ODA)を通じたジェンダー平等や女性のエンパワメントへの積極的な支援について表明しており、2015年2月に閣議決定された開発協力大綱において、人間の安全保障の推進におけるジェンダー平等の視点の重要性を打ち出している。こうした動きの中、JICAは第3期中期目標および計画（平成24（2012）年3月～平成29（2017）年3月）において、「ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進」に取り組むことを掲げている。またJICAは1996年度以降、これまでに計80の援助対象国においてジェンダー情報整備調査を実施し、ジェンダー平等と女性のエンパワメントに関する案件形成や、各セクター事業におけるジェンダー視点の取り込みの促進を図っている。

本調査は、ブータンの基本的なジェンダー関連情報の取りまとめと、JICAが事業を実施する上で必要なジェンダー視点の整理を行い、援助方針策定から計画立案、事業運営、モニタリング・評価までの一連の事業実施におけるジェンダー主流化の実現を目的として実施したものである。具体的には、まず基礎指標、女性の概況、ジェンダーに関する政府の取り組み、ジェンダー主流化推進のためのナショナル・マシナリーの機能、主要セクターにおける女性の現状、国際機関やNGOなどのジェンダー・女性支援事業といった基本的なジェンダー関連情報の収集・分析を行った。なおセクター分析については、JICAがジェンダー主流化の促進を検討している「農業・農村開発」、「地方行政」、「女性起業家育成・支援」、「災害リスク削減におけるジェンダー視点」を対象とした。また、既存案件3件（技術協力プロジェクト2件および国別研修1件）にかかるジェンダー視点からのレビューと提言を行ったほか、ブータンにおけるジェンダー視点からみた事業実施上の留意点の整理、および今後の案件形成に向けた提言を行った。現地調査を2016年10月17日から27日にかけて実施し、ブータンのジェンダー主流化推進のためのナショナル・マシナリーである女性と子どものための国家委員会（National Commission for Women and Children: NCWC）をはじめ、関連省庁・機関、他援助機関、NGO、JICAプロジェクト専門家や受益者、地域住民へのインタビューを行った。

1. 基礎指標

1.1 社会経済指標

1.1.1 人口

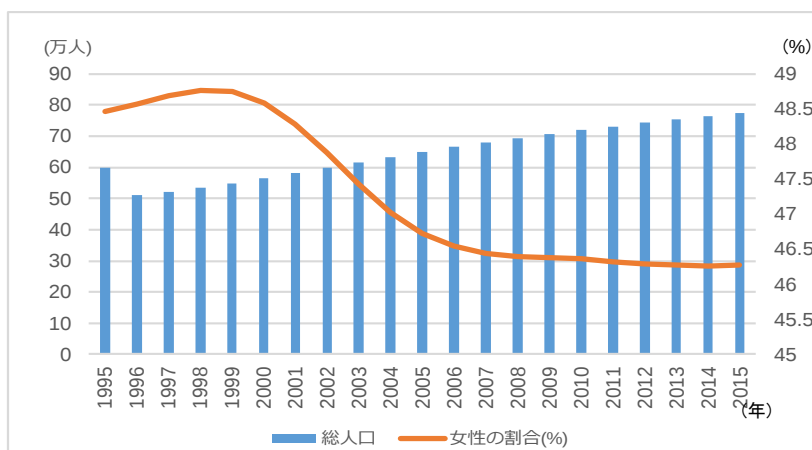
UN Data¹によると、ブータン王国（以下ブータン）の人口は78万4,000人（2016年推定²）で、1996年以降、緩やかな増加を続けている。人口増加率は2002年以降減少し、年平均1.5%（2010～2015年）となっている。人口の男女比は、1998年以降女性の割合に減少傾向がみられる。

表 1-1 人口関連指標の比較

	2005 年	2015 年
人口	634,9821 人 ^{*1}	774,830 人 ^{*2}
女性	47.5% [*]	46.3% ^{*2}
男性	52.5% [*]	53.7% [*]
農村部	69.1% [*]	61.4% ^{*4}
都市部	30.9% [*]	38.6% ^{*4}
人口増加率	2.6% ^{*2}	1.3% ^{*2}
平均余命（女性）	66.9 歳 ^{*3}	69.1 歳 ^{*4} （2010～2015 年）
（男性）	65.7 歳 ^{*3}	68.6 歳 ^{*4} （2010～2015 年）

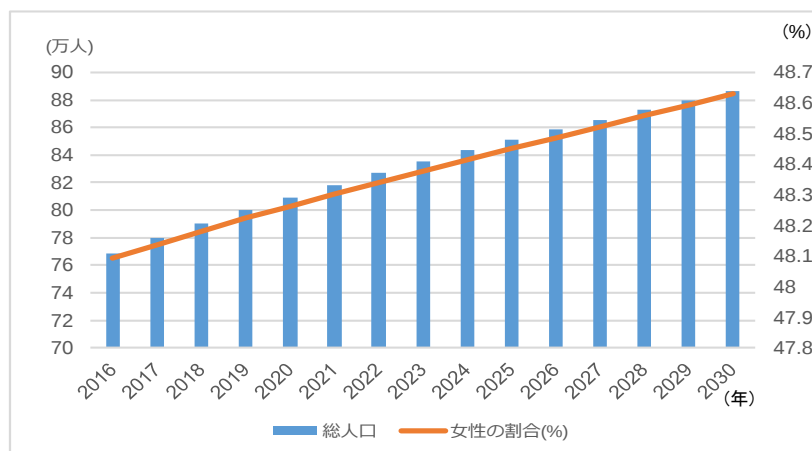
出所: ^{*1} Office of the Census Commissioner, 2005, Results of Population and Housing Census of Bhutan 2005,

^{*2} 世界銀行統計ウェブサイト (<http://data.worldbank.org/country/bhutan>), ^{*3} NSB, 2008, Socio-Economic and Demographic Indicators 2005, ^{*4} UN Data (<http://data.un.org/CountryProfile.aspx?crName=Bhutan>)



出所: 世界銀行統計ウェブサイト (<http://data.worldbank.org/country/bhutan>)を基に自主作成

図 1-1 総人口と女性の割合の推移(1995～2015 年)



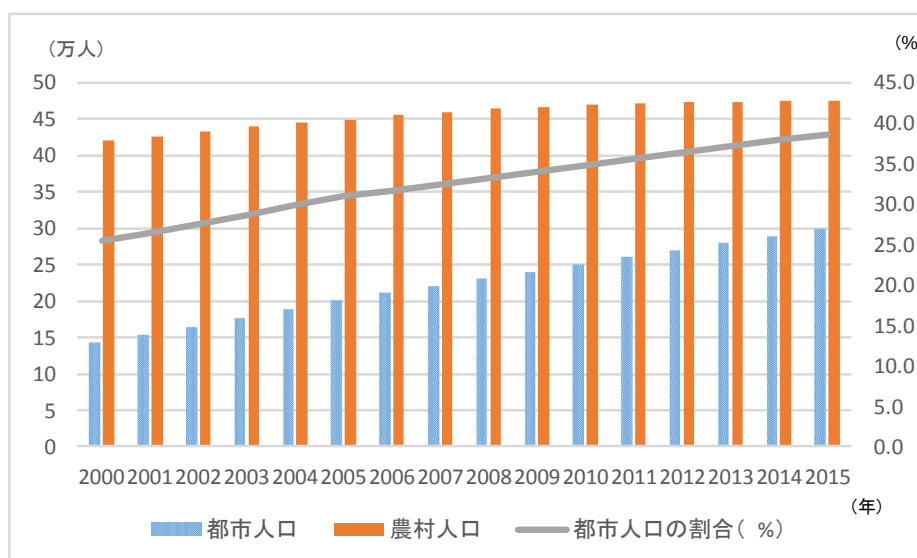
出所: NSB, -, "Population Projections Bhutan 2005-2030"を基に自主作成

図 1-2 人口予測と女性の割合(2016～2030 年)

¹ <http://data.un.org/CountryProfile.aspx?crName=Bhutan>（最終アクセス：2017 年 1 月 25 日）

² 2016 年に国勢調査を実施しているが、本調査時点ではデータ入手不可。

ブータンでは農村部から都市部へ人口流入がみられ、図 1-3 をみると 2000 年以降、都市人口の割合が増加傾向にあることが分かる。2015 年の農村人口は 475,405 人、都市人口は 299,425 人で、都市人口の割合は 38.6%となっている³。



出所: 世界銀行統計ウェブサイト (<http://data.worldbank.org/country/bhutan>) を基に自主作成

図 1-3 都市・農村人口の推移(2000～2015 年)

ブータンには、中西部を中心に女性が土地や家屋を相続し、世帯主となる母系制社会が存在する。表 1-2 をみると、最も割合の低いサムツェ県（西部）で 12.6%、最も高いプナカ県（中部）で 58.4%となっており、女性世帯主家庭の比率は地域によって異なることが分かる。

表 1-2 人口・家庭数と女性世帯主家庭の比率(2012 年)

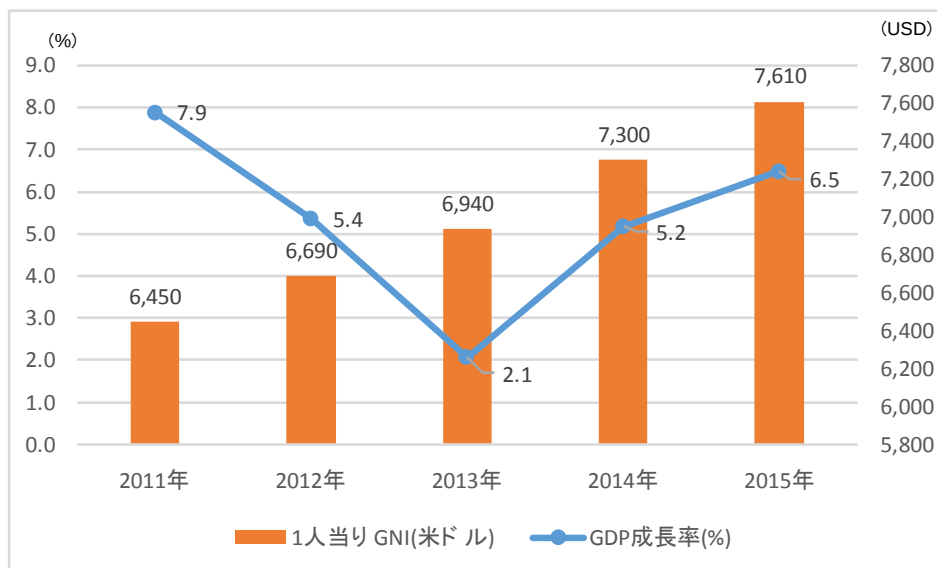
県	人口	家庭数	平均的な 家族構成人数	女性世帯主 の割合 (%)
Bumthang	12,707	2,827	4.5	42.9
Chukha	54,861	12,792	4.3	21.6
Dagana	19,352	4,474	4.3	27.7
Gasa	3,049	688	4.4	39.9
Haa	8,691	1,770	4.9	44.1
Lhuntse	14,254	3,040	4.7	53.5
Mongar	38,284	7,578	5.1	41.5
Paro	31,485	7,090	4.4	45.5
Pemagatshel	22,336	4,681	4.8	18.8
Punakha	21,926	4,519	4.9	58.4
Samdrup Jongkhar	30,432	7,198	4.2	18.1
Samtse	55,009	11,699	4.7	12.6
Sarpang	34,426	7,725	4.5	14.3
Thimphu	89,376	20,551	4.3	25.1
Trashigang	43,682	10,175	4.3	21.4
Trashiyangtse	16,057	3,754	4.3	38.3
Trongsa	13,361	2,810	4.8	55.9
Tsirang	18,947	4,120	4.6	16.2
Wangdue Phodrang	33,967	6,966	4.9	47.1
Zhemgang	19,053	3,485	5.5	44.2
計	581,257	127,942	4.5	29.3

出所: ADB, 2012, *Bhutan Living Standard Survey 2012 Report*

³ 世界銀行統計ウェブサイト <http://data.worldbank.org/country/bhutan> (最終アクセス: 2017 年 1 月 25 日)

1.1.2 経済

ブータン政府の統計年鑑（2016 年）⁴によると、2015 年国内総生産（GDP）は 132,021.3 百万ニュルタム（約 19.3 億米ドル⁵）で、産業別の産業別比率は第一次産業（農林水産業）が 17%、第二次産業（製造業）が 41%、第三次産業（サービス業）が 42%となっている。GDP 成長率（2015 年）は 6.49%で、内訳は第一次産業が 0.59%、第二次産業が 3.52%、第三次産業が 2.39%となっている。インフレ率は、3.56%（2016 年 6 月）となっている⁶。



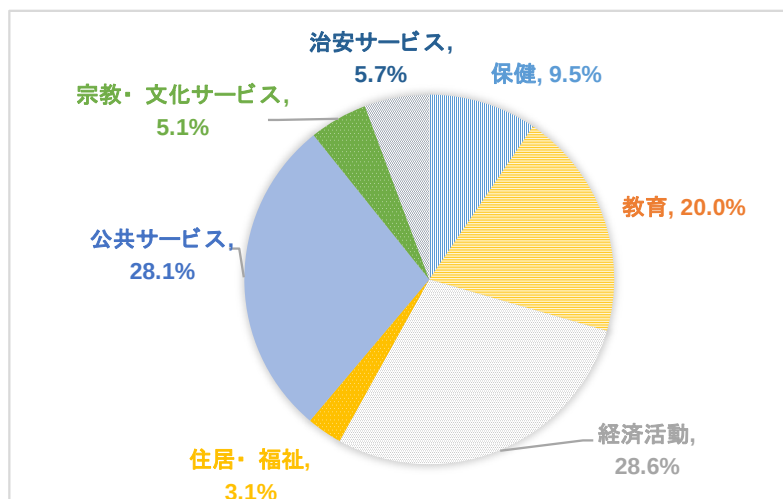
出所: NSB, 2016, *Statistical Yearbook of Bhutan 2016*.

世界銀行統計ウェブサイト (<http://data.worldbank.org/country/bhutan>)を基に自主作成

図 1-4 GDP 成長率と 1 人当り GNI(PPP ベース)の推移(2011～2015 年)

1.1.3 公共支出

ブータン政府の統計年鑑（2016 年）⁷によると、公共支出のセクター別内訳は、経済活動 28.6%（うち農林業は 11.4%）、公共サービス 28.1%、教育 20.0%の順に割合が高くなっている。



出所: NSB, 2016, *Statistical Yearbook of Bhutan 2016* を基に自主作成

図 1-5 公共支出のセクター別内訳(2014/2015 年)

⁴ NSB, 2016, *Statistical Yearbook of Bhutan 2016*

⁵ 2016 年 12 月 1 日付為替レート（1 ドル=68.56 ニュルタム）にて算出。

⁶ NSB, 2016, *Statistical Yearbook of Bhutan 2016*

⁷ 同上

1.1.4 労働

ブータン政府の統計年鑑（2016 年）⁸によると、2015 年の労働力参加率は女性 55.9%（2014 年は 54.8%）、男性は 71.2%（2014 年は 71.0%）となっている。失業率（2015 年）は女性 3.1%が男性 1.8%を上回り、特に青年女性（20～24 歳）の失業率が圧倒的に高い。

表 1-3 男女・年齢別労働力参加率および失業率（2015 年）

年齢層	労働力参加率 (%)			失業率 (%)		
	女性	男性	計	女性	男性	計
15-19 歳	10.5	9.1	9.9	7.2	4.8	6.2
20-24 歳	58.5	53.6	56.2	14.0	9.0	11.8
25-29 歳	69.8	90.1	78.8	5.8	5.2	5.5
30-34 歳	75.7	95.2	84.7	2.0	1.8	1.9
35-39 歳	75.7	96.7	85.6	0.5	0.1	0.3
40-44 歳	73.5	98.0	84.8	0.3	0.1	0.2
45-49 歳	80.1	98.9	89.1	0.3	0.2	0.2
50-54 歳	82.7	95.8	89.2	0.1	0.0	0.1
55-59 歳	49.6	77.9	63.7	0.2	0.2	0.2
60-64 歳	33.7	74.8	52.9	0.2	0.0	0.1
65 歳以上	23.1	44.5	34.2	0.0	0.0	0.0
計	55.9	71.2	63.1	3.1	1.8	2.5

出所: NSB, 2016, *Statistical Yearbook of Bhutan 2016*

表 1-4 男女別・地域別失業者の割合（2015 年）

	女性	男性
農村部	17.0%	11.0%
都市部	42.9%	29.1%
計	59.9%	40.1%

出所: Ministry of Labour and Human Resources, 2015, "Labour Force Survey 2015"

表 1-4 をみると、都市部の女性失業者の割合が 42.9%と最も高いことが分かる。またブータン政府の労働力調査（2015 年）⁹によると、女性の労働力参加率は農村部 60.4%（男性 69.7%）、都市部 45.5%（男性 74.6%）となっている。これは、農村部からの人口流入が続く都市部において特に女性の就業が難しい状況にあり、さらに農業以外の職種への就業が難しいためと思われる。

表 1-5 男女・経済セクター別就労人口の割合（%、2015 年）

	女性	男性	計
農林業	30.5	27.5	58.0
鉱業	0.1	0.5	0.6
製造業	3.7	2.8	6.5
電気・ガス・水道	0.2	0.6	0.8
建設	0.3	1.5	1.8
卸売・小売業	4.6	3.2	7.8
ホテル・レストラン	1.2	1.1	2.3
交通・金融・通信	0.3	3.3	3.7
金融	0.2	0.5	0.7
不動産など	0.3	0.7	0.9
公務員・軍関係	1.8	7.4	9.2
教育	1.6	1.7	3.3
保健・社会福祉	1.1	2.9	4.0
その他	0.5	0.0	0.6
計	46.4	53.6	100.0

出所: NSB, 2016, *Statistical Yearbook of Bhutan 2016*

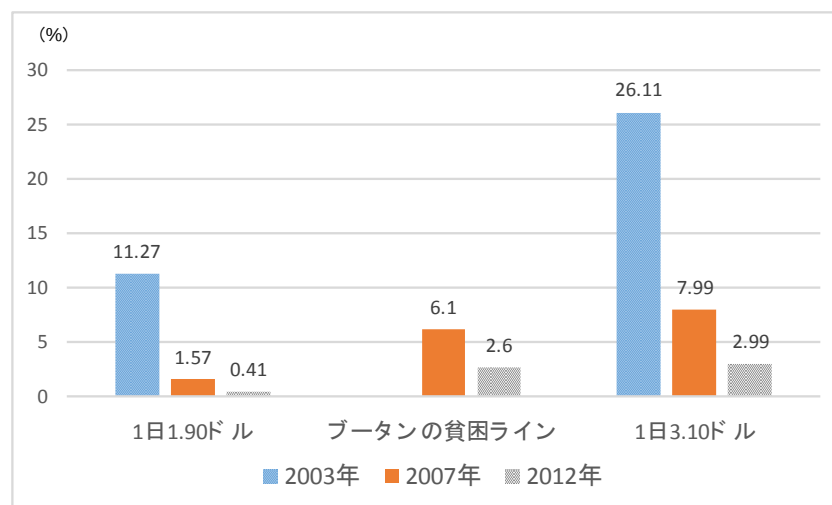
⁸ NSB, 2016, *Statistical Yearbook of Bhutan 2016*

⁹ Ministry of Labour and Human Resources, 2015, *Labour Force Survey 2015*

セクター別の就労人口を示した表 1-5 をみると、農林業が 58% で全体の半数を超えていることが分かる。また男女別の割合を比較すると、女性の就労人口の割合が男性を上回っているセクターは農林業、卸売・小売業、製造業、ホテル・レストランのみとなっている。

1.1.5 貧困

図 1-6 をみると、ブータンにおける貧困ギャップは減少傾向にあることが分かる。一方で、農村部と都市部を比較すると、ブータンの貧困ライン（1 ヶ月 1,704.84 ニュルタム以下）を基準とした貧困ギャップ 2.6%（2012 年）は、農村部 3.6%、都市部 0.3%、また貧困ライン以下で生活する人口の割合も農村部 16.7%、都市部 1.8%となっており、貧困は農村部においてより深刻であることが分かる。また、個人や家庭間の所得分配の不平等度合いを測るジニ係数¹⁰は 38.1（2013 年）で、ネパール（32.8）やインド（33.9）より不平等度が高い¹¹。

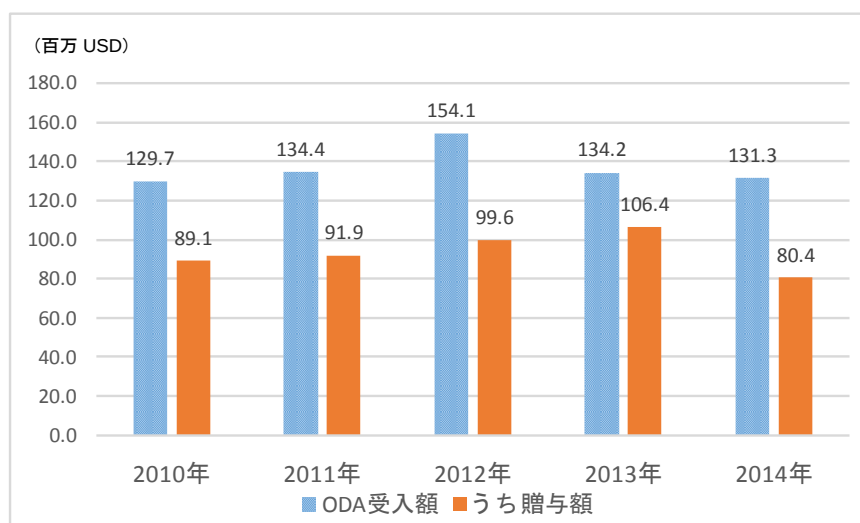


出所: 世界銀行統計ウェブサイト (<http://data.worldbank.org/country/bhutan>)を基に自主作成

図 1-6 貧困ギャップ(%)

1.1.6 援助

政府開発援助（ODA）とそのうち贈与の受入額の推移は以下のとおり。



出所: OECD, Development Finance Statistics

(<http://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/developmentfinancestatistics.htm>)を基に自主作成

図 1-7 政府開発援助(ODA)および贈与受入額の推移(2010～2014 年)

¹⁰ 0 が最も平等な分配、100 が最も不平等な分配を示す。

¹¹ UNDP, 2015, *Human Development Report 2015*

1.2 保健医療指標

1.2.1 保健・医療サービスの普及状況

ブータンにおける医療サービスは無償で提供されている。保健省の年次報告書（2016 年）¹²によると、全国の医療施設数は、病院 31、基礎的保健ユニット 1（BHU1）¹³23、基礎的保健ユニット 2（BHU2）¹⁴184、遠隔地クリニック（ORC）562（うち 68 は屋外診療）となっている。

表 1-6 男女別医療従事者数(2015 年)

カテゴリー	女性	男性	計
医師	75	176	251
クリニック・オフィサー	5	30	35
看護師	884	734	1,618
伝統的な医療従事者・調剤師	38	109	147
薬剤師、技師など	374	591	965

出所: Ministry of Health, 2016, *Annual Health Bulletin 2016*

表 1-7 医療従事者・医療施設の拡充状況

指標	2011 年	2015 年
医師数（人口 1 万人当たり）	2.6	3.3
看護師数（人口 1 万人当たり）	10.2	14.1
医療施設数（人口 1 万人当たり）	3.0	3.5

出所: Ministry of Health, 2016, *Annual Health Bulletin 2016*

1.2.2 リプロダクティブ・ヘルス

リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖に関する健康と権利）にかかる指標を以下に示す。

表 1-8 リプロダクティブ・ヘルス関連指標の推移(2000～2015 年)

指標	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
合計特殊出生率（TFR） ^{*1}	4.7 人	3.6 人	2.6 人	2.3 人
思春期 ^{*2} 出生率（対千人）	61.7 人	-	59.0 人	28.4 人
妊産婦死亡率（対 10 万人出生、MMR）	255 人	-	-	86 人
専門家立ち合いによる出産率（%）	23.7	49.1	69.5	89.0
避妊率（%）	30.7	57.0	65.6	65.6

^{*1} 1 人の女性の子どもの数。 ^{*2} 15～19 歳の女性を指す。

出所: Ministry of Health, 2016, *Annual Health Bulletin 2016*

1.2.3 子どもの健康

子どもの健康にかかる指標を以下に示す。

表 1-9 子どもの健康関連指標の推移(2000～2015 年)

指標	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
乳児死亡率（IMR、対 1,000 人出生）	60.5 人	40.1 人	47.0 人	30.0 人
5 歳未満児死亡率（U5MR、対 1,000 人出生）	84.0 人	61.5 人	69.0 人	37.3 人
低体重児率（%）	-	-	9.9	-
成長障害児率（%、5 歳未満） 女兒	-	-	12.3	-
男児	-	-	13.4	-
下痢症治療率（%、5 歳未満）	-	-	61.6	-

出所: Ministry of Health, 2016, *Annual Health Bulletin 2016*;

世界銀行統計ウェブサイト (<http://data.worldbank.org/country/bhutan>)

¹² Ministry of Health, 2016, *Annual Health Bulletin 2016*

¹³ 医師、看護師、医療アシスタントを配置。

¹⁴ 医療アシスタントのみを配置し、プライマリーケア（簡単な診療・出産、小児予防接種、保健指導）を提供。

表 1-10 予防接種率(2012 年)

予防接種	接種回数・時期	2012 年接種率
BCG	1 回 (出生時)	95%
B 型肝炎 (HepB)	1 回 (出生時)	60%
ポリオ (OPV)	4 回 (出生時、6 週、10 週、14 週)	97%
三種混合 (DPT)	3 回 (6 週、10 週、14 週)	97%
麻疹 (MR)	2 回 (9 週、24 週)	95%
インフルエンザ (Hib)	-	97%

出所: Ministry of Health, 2014, *Comprehensive Multi-Year Plan of Immunization 2014-2018*

1.2.4 飲料水と衛生施設へのアクセス

安全な飲料水と衛生施設へのアクセス状況の推移を以下に示す。

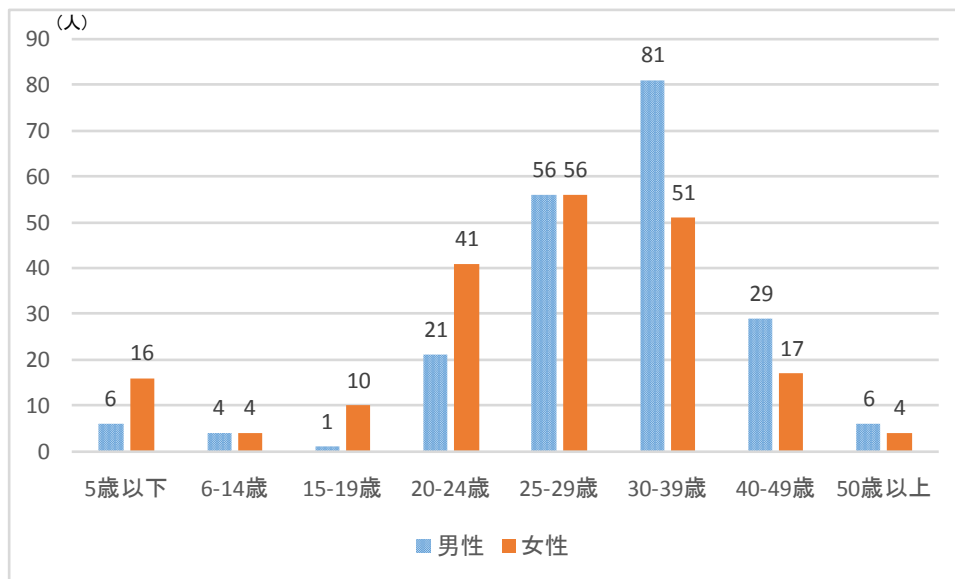
表 1-11 安全な飲料水と衛生施設へのアクセス状況の推移(2000～2015 年)

指標	2000 年	2005 年	2010 年	2015 年
安全な飲料水へのアクセス (%)	78	83	88	95
安全な衛生施設 (トイレ) へのアクセス (%)	90	91	93	96

出所: Ministry of Health, 2016, *Annual Health Bulletin 2016*

1.2.5 HIV/エイズ

保健省のエイズ対策進捗報告書 (2015 年)¹⁵によると、ブータンにおける成人 HIV/エイズ罹患率 (15～49 歳) は 0.1%以下で、南アジア諸国と比べて低い水準にある。また、国内の HIV 感染者数は 403 名で男女差はないが、女性は男性と比べて若い年齢で感染が発見される傾向にある。



出所: Ministry of Health, 2015, *Country Progress Report on the HIV Response in Bhutan 2015*

図 1-8 男女・年齢別 HIV 感染者数(2014 年)

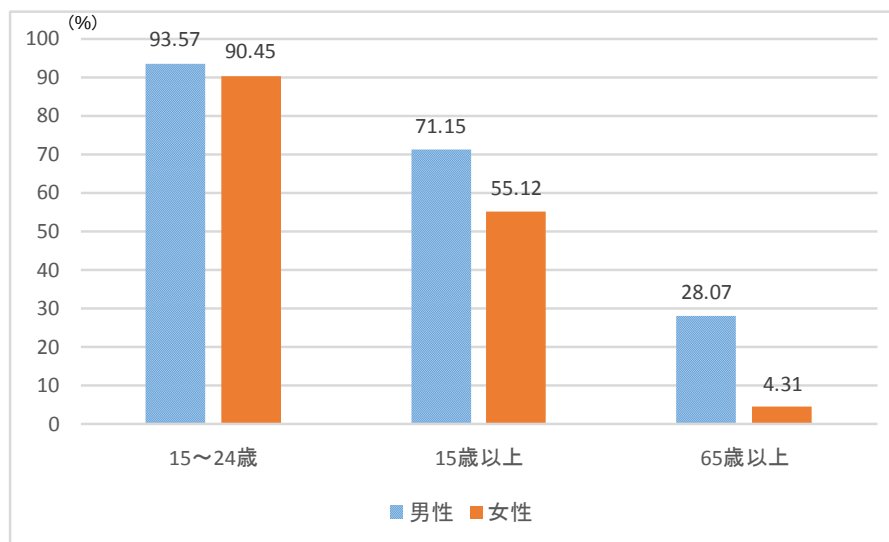
¹⁵ Ministry of Health, 2015, *Country Progress Report on the HIV Response in Bhutan 2015*

1.3 教育指標

ブータンでは、11年間の基礎教育（7年間の初等教育、4年間の中等教育）は無償である。

1.3.1 識字

ブータンの成人識字率（15歳以上）は63.9%、若年（15～24歳）識字率は92.0%と高い。また男女の成人識字率には約16%の差があるが、特に65歳以上の女性の識字率が圧倒的に低い。

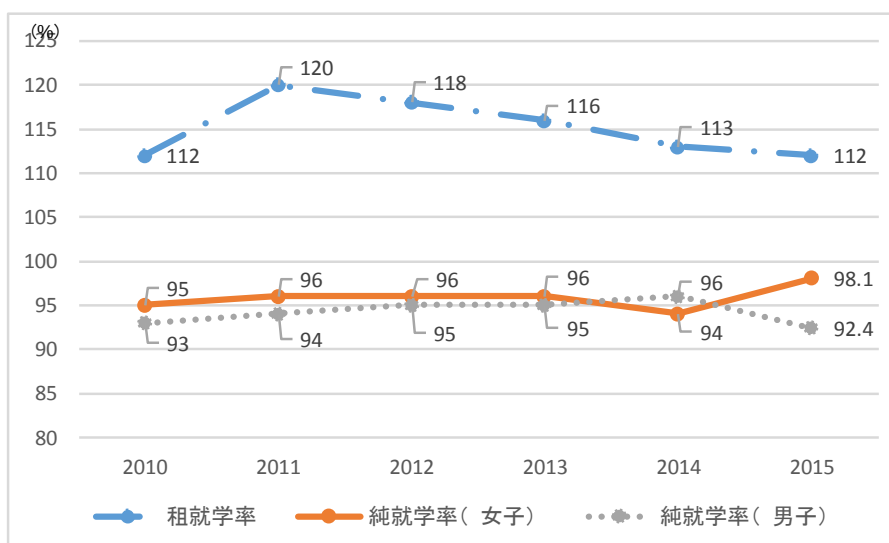


出所: UNESCO Institute for Statistics (<http://uis.unesco.org/country/bt>)を基に自主作成

図 1-9 識字率(2015 年)

1.3.2 初等教育

ブータンの初等教育レベルにおける粗就学率 (GER) は 100%を超えているが、純就学率 (NER) については男女共に 100%以下となっている。なお、NER に顕著な男女差はみられない。ブータン政府の年次教育指標 (2015 年)¹⁶によると、純就学率が低い主な理由として 6 歳を超えて小学校に入学する児童が全体の 4 割以上であることが挙げられ、非就学児童の割合は 1.2%に過ぎない。



出所: Ministry of Education, 2015, *Annual Education Statistics, 2015*

図 1-10 初等教育における男女別就学率の推移

¹⁶ Ministry of Education, 2015, *Annual Education Statistics, 2015*

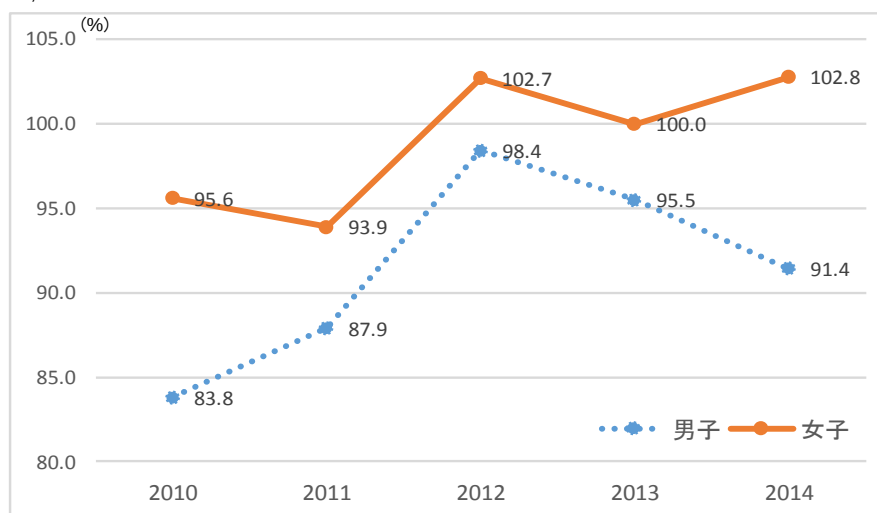
ブータン政府の年次教育指標¹⁷によると、初等教育の最終学年までの到達率は女子 89%、男子 78%で、表 1-12 をみると特に 4 学年や 5 学年における留年率や退学率に顕著な男女差がみられる。また中等教育への進学率（2014～2015 年）は女子 94.1%、男子 90.6%となっている¹⁸。

表 1-12 初等教育における男女別進級・留年・退学率(2014～2015 年)

	PP*		1 学年		2 学年		3 学年		4 学年		5 学年		6 学年	
	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子
進級率	94.2	92.0	91.5	91.5	92.9	89.8	95.1	91.9	91.0	85.4	88.0	83.1	95.1	93.6
留年率	3.8	5.1	6.2	6.0	5.8	6.5	5.4	6.6	8.2	9.8	7.9	10.7	6.6	6.8
退学率	2.0	2.9	2.3	2.5	1.3	3.7	-0.5	1.5	0.8	4.8	4.1	6.2	-1.7	-0.4

* ブータンでは就学前クラス(Pre-Primary: PP)が初等教育の 1 年目に位置付けられている。

出所: NSB, 2015, *Statistical Yearbook of Bhutan 2015*

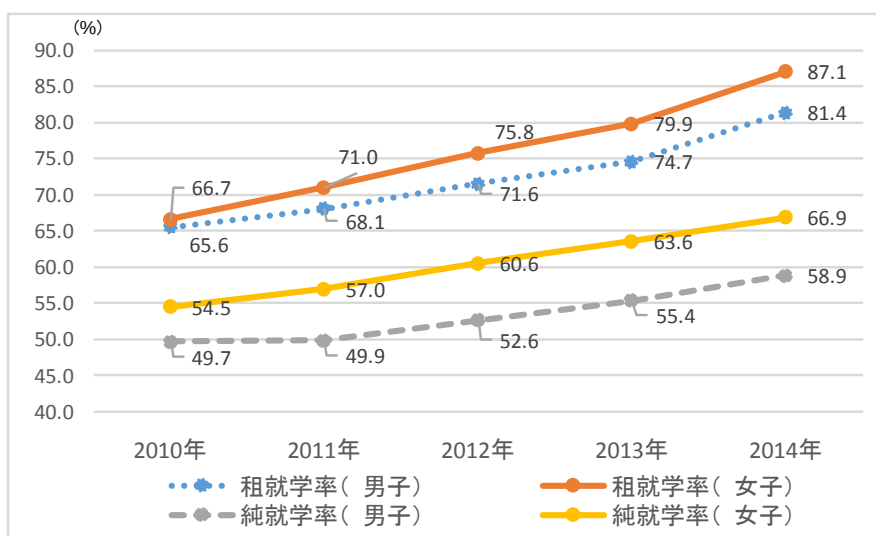


出所: 世界銀行統計ウェブサイト (<http://data.worldbank.org/country/bhutan>)を基に自主作成

図 1-11 初等教育における修了率(男女別)

1.3.3 中等教育

ブータンの中等教育は、2 年ごとに前期中等学校（7～8 学年）、中期中等学校（9～10 学年）、後期中等学校（高等学校、11～12 学年）に分類され、無償の基礎教育は中期中等教育までである。



出所: UNESCO Institute for Statistics (<http://uis.unesco.org/country/bt>)を基に自主作成

図 1-12 中等教育における男女別就学率の推移

¹⁷ Ministry of Education, 2015, *Annual Education Statistics, 2015*

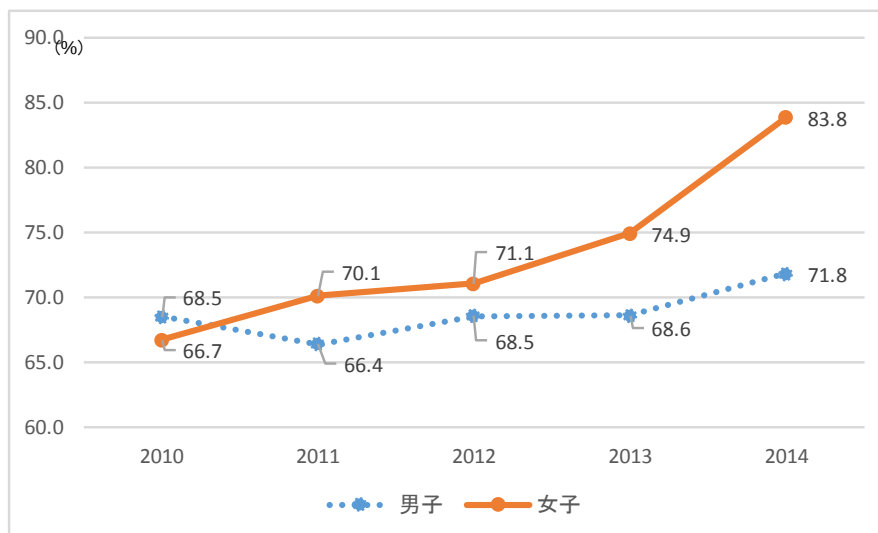
¹⁸ 同上

ブータン政府の年次教育指標¹⁹によると、中等教育の最終学年までの到達率は女子 78%、男子 67%となっている。表 1-13 および 1-14 をみると、後期中等教育（11～12 学年）レベルの進学率は男子の方が高いが、前期中等教育（7～8 学年）と中期中等教育（9～10 学年）までの進級率は総じて女子の方が高いことが分かる。

表 1-13 前期・中期中等教育における男女別進級・留年・退学率(2014～2015 年)

	7 学年		8 学年		9 学年		10 学年	
	女子	男子	女子	男子	女子	男子	女子	男子
進級率	87.6	88.5	87.8	88.5	92.9	91.4	93.2	91.7
留年率	8.1	6.0	7.8	6.7	4.3	4.4	3.8	4.2
退学率	4.3	5.5	4.4	4.8	2.8	3.2	3.0	4.1

出所: NSB, 2015, *Statistical Yearbook of Bhutan 2015*



出所: Index Mundi (<http://www.indexmundi.com/facts/bhutan#Education-Outcomes>)を基に自主作成

図 1-13 前期中等教育における修了率(男女別)

表 1-14 中等教育における進学率(2014～2015 年)

	女子	男子
前期中等から中期中等へ	87.9%	87.5%
中期中等から後期中等へ	69.3%	73.9%

出所: Ministry of Education, 2015, *Annual Education Statistics, 2015*

1.3.4 教員数

ブータンの初等・中等教育レベルにおける女性教員の割合は、政府校で約 40%、民間校で約 45%となっている。

表 1-15 初等・中等教育レベルにおける教員数(2015 年)

	政府校			民間校			合計		
	女性	男性	計	女性	男性	計	女性	男性	計
初等学校	877	1,432	2,309	117	56	173	994	1,488	2,482
前期中等学校	836	954	1,790	4	1	5	840	955	1,795
中期中等学校	885	1,252	2,137	64	41	105	949	1,293	2,242
後期中等学校	559	952	1,511	140	295	435	699	1,247	1,946
遠隔教室	23	117	140	-	-	-	23	117	140
合計	3,180	4,707	7,887	325	393	718	3,505	5,100	8,605

出所: Ministry of Education, 2015, *Annual Education Statistics, 2015*

¹⁹ Ministry of Education, 2015, *Annual Education Statistics, 2015*

1.3.5 高等・技術教育

ブータンには 2014 年時点でブータン王立大学（9 学部（うち一つは民間機関））とケサル・ギェルポ医科大学（2 学部）のほか、2 つの自治運営による教育研究機関がある。年次教育指標（2015 年）²⁰によると、2015 年の高等教育レベルの就学率は女子 23.3%、男子 29.6%となっている。また、就学者数だけでなく専攻分野にも男女差がみられ、特に工学系や科学・数学、農林業については顕著に男子生徒の数が多い一方、法学は女子生徒数が男子を大幅に上回っている。また、高等教育レベルの教員数は女性 163 名、男性 469 名となっている²¹。

表 1-16 高等教育における専攻・男女別生徒数（2014 年）

専攻	女子	男子	計
建築・デザイン	7	8	15
商業・会計	658	683	1,341
教育	1,259	1,498	2,757
工学・技術	510	1,250	1,760
林業・農業	149	389	538
語学・文学	948	943	1,891
経営	410	519	929
医療技術	59	71	130
医療	24	40	64
看護	145	122	267
公共衛生	9	16	25
法学	68	38	106
科学・数学	167	342	509
社会科学	417	340	757
計	4,831	6,258	11,089

出所：Ministry of Education, 2015, *Annual Education Statistics, 2015*

一方、ブータンには技術教育を提供する職業訓練校が 8 校（2015 年時点）あり、通常、生徒は中期中等教育レベル修了後に入学する。2015 年年次教育指標によると、2015 年の技術教育レベル全体の生徒数は女子 655 名、男子 1,554 名、教員数は女性 29 名、男性 107 名で、生徒数と教員数それぞれに男女差がみられる。

1.3.6 ノンフォーマル教育

ブータンでは、成人を対象とした識字教育プログラムが全国 721 のノンフォーマル教育センターで実施されている。圧倒的な女性生徒数の多さは、特に年齢層の高い女性の識字率の低さに起因するものと考えられる。また講師数も女性 506 名、男性 218 名と圧倒的に女性の数が多い。また教育省は、2006 年よりフォーマル教育の退学者を対象とした 2 年間の継続教育プログラム（中期および後期中等教育レベル）を提供している。授業は全国 13 の中等学校で、週末の時間を使って行われており、2015 年時点の生徒数は女性 702 名、男性 644 名の合計 1,346 名である²²。

表 1-17 識字教育プログラムの生徒数（2015 年）

	女性	男性	計
基礎識字コース（BLC）	3,379	1,235	4,614
機能識字コース（PLC）	2,314	690	3,004

出所：Ministry of Education, 2015, *Annual Education Statistics, 2015*

²⁰ Ministry of Education, 2015, *Annual Education Statistics, 2015*

²¹ 同上

²² 同上

1.4 その他関連指標

1.4.1 国民総幸福量（Gross National Happiness: GNH）

国民総幸福量（GNH）の 9 つの領域²³において、ジェンダー平等に直接関連した指標は設定されていないが、国民の生活状況や考え方に関する男女別データがサンプル調査を通じて収集されている。GNH 調査（2015 年）によると、GNH 指数は前回（2010 年）の 0.743 から増加して 0.756 となり、91.2%が「非常に幸せ」、「とても幸せ」、「かろうじて幸せ」であると回答している。

表 1-18 2015 年 GNH 調査結果

	スコアの幅	回答者の割合
非常に幸せ	77－100%	8.4%
とても幸せ	66-76%	35.0%
かろうじて幸せ	50-65%	47.9%
幸せでない	0-49%	8.8%

出所：Centre for Bhutan Studies & GNH Research, 2015, *Bhutan's 2015 GNH Index*

GNH 調査（2015 年）による、前回（2010 年）との主な経年変化を以下に示す。

- ・ 「精神的幸福」にかかる 4 つの指数は中央レベルと 2 つの県において著しく減少した。
- ・ 「健康的な生活」にかかる指標は大きく改善した。
- ・ 「時間の使い方」に関する指標は大きく改善した県とそうでない県があった。
- ・ 「識字」に関する指標は若干改善したが、「教育」にかかる指標は変化がなかった。
- ・ 家族関係を含む「地域の活力」に関する 4 つの指標は全て減少した。
- ・ 「政府への満足度」は全 20 県において都市部・農村部に関わらず、男女共に減少した。
- ・ 「物質的な生活水準」に関する指標は著しく改善し、GNH 指数全体の伸びに貢献した。

GNH 調査（2015 年）による、回答者のグループ属性別の分析結果を以下に示す。

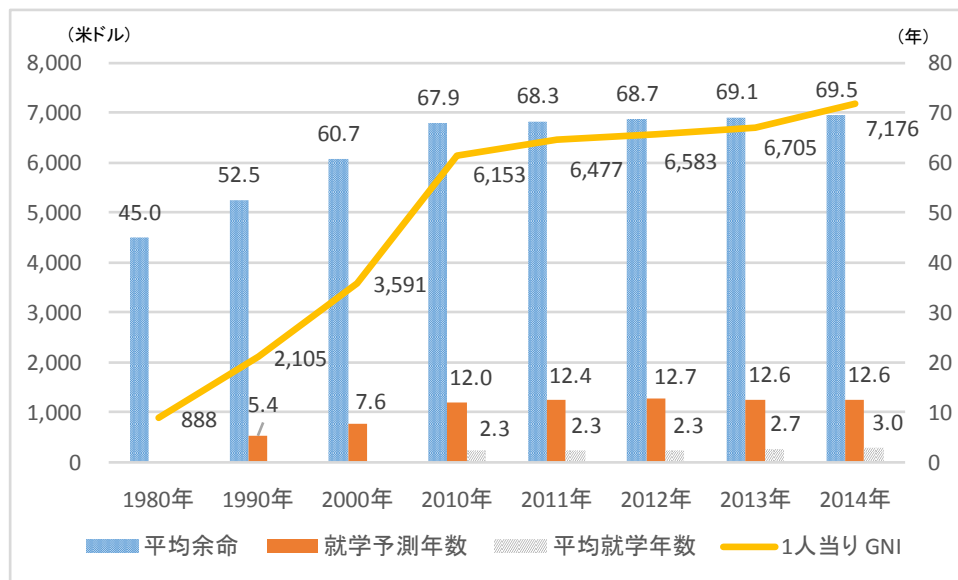
- ・ 男女間の GNH 指数の差は、女性の 0.730 に対し、男性は 0.793 であった。51%の男性が「非常にまたはとても幸せである」に分類されたのに対し、同じ分類の女性は 39%にとどまった。男性は 9 つ全ての領域において、女性より幸福量が多く、特に教育と良い統治にかかる領域における両者の違いが顕著であった。一方で、2010 年に実施された前回の GNH 調査からの指数の伸びは、男性より女性の方が大きく、男女間の差は小さくなった。
- ・ 都市部における 55%の人々が「非常にまたはとても幸せである」に分類されたのに対し、同じ分類の農村部の人々の割合は 38%であった。さらに前回の調査からの指数の伸びも都市部の方が大きいため、都市・農村部間の違いが拡大した。
- ・ 年齢別にみると、幸福度が最も高いのは 30 代の人々で、最も低いのは 70 代の人々であった。
- ・ 婚姻経験別にみると、幸福度が最も高いのは一度も結婚したことがない人々（僧侶を含む）で、最も低いのは配偶者と死別した人々であった。
- ・ 教育レベルが高くなるほど、幸福度が高くなる。
- ・ 農家の幸福度は他の職業に就いている人より低かったが、農家や失業者の幸福度も前回の調査から改善した。

²³ 精神的幸福、健康、時間の使い方、教育、文化の多様性とレジリエンス、地域の活力、良い統治、生物多様性、生活水準

1.4.2 人間開発指数

(1) 人間開発指数（Human Development Index：HDI）

UNDP（2015 年）によると、2014 年のブータンの人間開発指数（HDI）は 0.605 で、世界 188 カ国・地域中 132 位、HDI 中位国に分類される。指数算出のベースとなる 4 つの指標（平均余命、就学予想年数、平均就学年数、1 人当たり GNI）は総じて増加傾向にあり、1980 年と 2014 年を比較すると、出生時平均余命は 24.5 年、1 人当たり国民総所得（GNI）は 7 倍以上の伸びとなっている。



出所: UNDP, 2015, *Briefing Note for Countries on the 2015 Human Development Report: Bhutan*

図 1-14 ブータンの HDI 指標の推移(1980～2014 年)

表 1-19 他国・グループと比較したブータンの HDI (2014 年)

	HDI 値	順位	平均余命	就学予想年数	平均就学年数	1 人当たり GNI
ブータン	0.605	132	69.5	12.6	3.0	7,176
ネパール	0.548	145	69.6	12.4	3.3	2,311
南アジア地域	0.607	-	68.4	11.2	5.5	5,605
HDI 中位国	0.630	-	68.6	11.8	6.2	6,352

出所: UNDP, 2015, *Briefing Note for Countries on the 2015 Human Development Report: Bhutan*

(2) 不平等調整済み人間開発指数（Inequality-adjusted HDI: IHDI）

ブータンの不平等調整済み HDI 値は 0.425 で、HDI 順位を 2 つ下げて 134 位となっている。

表 1-20 他国・グループと比較したブータンの IHDI 値(2014 年)

	IHDI 値	総合 損失(%)	不平等係数 (%)	平均余命の 不平等(%)	教育の 不平等(%)	収入の 不平等(%)
ブータン	0.425	29.8	28.9	22.2	44.8	19.6
ネパール	0.401	26.8	25.9	21.1	41.4	15.1
南アジア地域	0.433	28.7	27.9	24.4	41.5	17.9
HDI 中位国	0.468	25.8	25.5	21.9	34.7	19.8

出所: UNDP, 2015, *Briefing Note for Countries on the 2015 Human Development Report: Bhutan*

(3) 多次元貧困指数 (Multi-dimensional Poverty Index: MPI)

2010 年に実施された MPI 調査によると、ブータンでは人口の 29.4% (約 21.1 万人) が多次元貧困の状態にあり、収入レベルが貧困ライン (1 日 1.25 米ドル) 以上であっても、依然として保健や教育、その他生活水準に関する貧困に苦しむ人々がいることが指摘されている。

表 1-21 ブータンとネパールの MPI 値比較

	ブータン	ネパール
調査年	2010 年	2011 年
MPI 値	0.128	0.197
MPI 発生率	29.4%	41.4%
貧困の強度	43.5%	47.4%
貧困状態ごとの人口分布		
貧困に近い状態	18.0%	18.1%
深刻な貧困状態	8.8%	18.6%
貧困ライン以下	2.4%	23.7%
貧困全体における貢献割合		
保健	26.3%	28.2%
教育	40.3%	27.3%
生活水準	33.4%	44.5%

出所: UNDP, 2015, *Briefing Note for Countries on the 2015 Human Development Report: Bhutan*

(4) ジェンダー開発指数 (Gender Development Index: GDI)

ブータンの GDI 値 (2014 年) は 0.897 で、HDI 値のジェンダー平価からの絶対偏差に基づいた分類により、5 つのグループのうち最も GDI 値が低いグループに分類されている。

表 1-22 他国・グループと比較したブータンの GDI 値 (2014 年)

	平均余命		就学予測年数		平均就学年数		1 人当たり GNI		HDI 値		GDI 値
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	
ブータン	69.7	69.2	12.8	12.6	2.0	4.1	5,733	8,418	0.572	0.638	0.897
ネパール	71.1	68.2	12.5	12.2	2.3	4.5	1,956	2,690	0.521	0.574	0.908
南アジア地域	69.9	67.1	10.8	11.3	3.7	6.9	2,198	8,827	0.525	0.655	0.801
HDI 中位国	70.6	66.8	11.5	11.8	4.9	7.3	3,333	9,257	0.574	0.667	0.861

出所: UNDP, 2015, *Briefing Note for Countries on the 2015 Human Development Report: Bhutan*

(5) ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index: GII)

ブータンの GII 値 (2014 年) は 0.457 で、155 カ国中 97 位となっている。ブータンは、3 つの側面のうちリプロダクティブ・ヘルスや経済活動に関する指標は高いものの、女性のエンパワメントを示す指標のうち、女性国会議員の割合が著しく低いことが分かる。

表 1-23 他国・グループと比較したブータンの GII 値 (2014 年)

	GII 値	順位	妊産婦死亡率	成人出生率	女性国会議員割合	中等教育以上割合		労働市場参加率	
						女性	男性	女性	男性
ブータン	0.457	97	120	40.9	8.3	34.0	34.5	66.7	77.2
ネパール	0.489	108	190	73.7	29.5	17.7	38.2	79.9	87.1
南アジア地域	0.536	-	183	38.7	17.5	29.1	54.6	29.8	80.3
HDI 中位国	0.506	-	168	43.4	18.8	34.8	55.3	37.5	79.8

出所: UNDP, 2015, *Briefing Note for Countries on the 2015 Human Development Report: Bhutan*

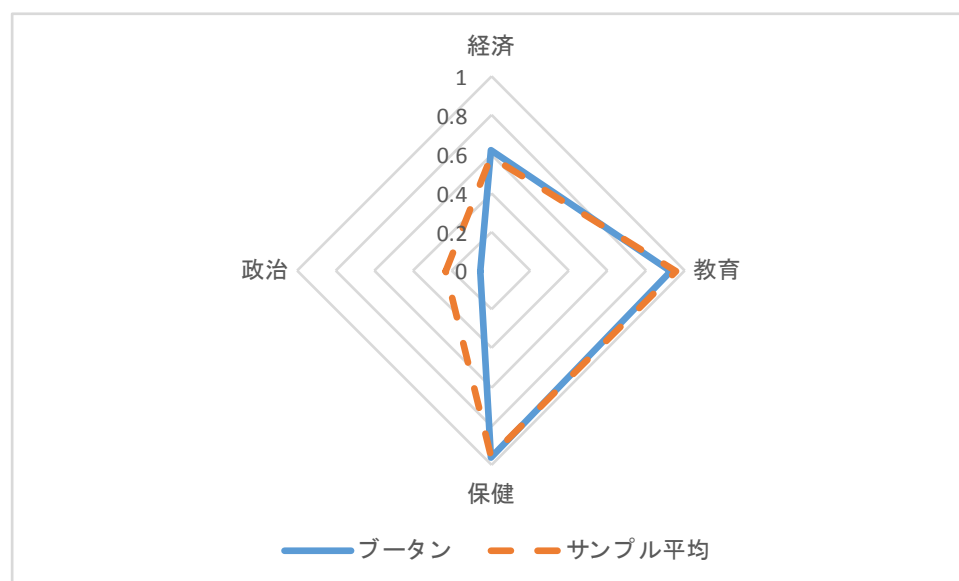
1.4.3 グローバル・ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index: GGI）

グローバル・ジェンダー・ギャップ報告書（2016 年）²⁴によると、ブータンのジェンダー・ギャップ指数（GGI）は0.642²⁵で、世界 144 カ国中 121 位であった。前年度の 118 位（145 カ国中）から順位を下げた主な理由は、経済に関する指標のうち特に女性労働参加率が下がり（前年度 69%）、さらに男女間格差が拡大したためであると考えられる。また図 1-15 をみると、4 つの領域のうち特に政治に関するスコアが他と比べて極端に低いことが分かる。

表 1-24 ジェンダー・ギャップ指数（2016 年）

	順位	値	サンプル 平均値	女性	男性	対男性比
経済活動への参加と機会	99	0.619	0.586	-	-	0.62
労働参加	72	0.803	0.665	60	75	0.80
類似業務に対する賃金の平等	14	0.776	0.662	-	-	0.78
推定所得（PPP 米ドル）	81	0.582	0.502	5,638	9,691	0.58
議員、幹部、管理職	105	0.197	0.358	16	84	0.20
専門職、技術職	112	0.499	0.862	33	67	0.50
教育の習得	121	0.925	0.955	-	-	0.93
識字率	125	0.775	0.897	55	71	0.78
初等教育における就学率	1	1.000	0.980	87	85	1.02
中等教育における就学率	1	1.000	0.970	67	59	1.14
高等教育における就学率	114	0.736	0.930	9	13	0.74
健康と生存	125	0.966	0.957	-	-	0.97
出生時の男女比（女兒/男児）	1	0.944	0.918	-	-	0.95
平均寿命	131	1.017	1.043	60	59	1.02
政治への参加	132	0.056	0.233	-	-	0.06
女性国会議員	127	0.093	0.269	9	91	0.09
女性大臣	112	0.111	0.238	10	90	0.11
女性国家元首の在位年数（過去 50 年）	68	0.000	0.204	0	50	0.00

出所: World Economic Forum, 2016, "The Global Gender Gap Report 2016"



出所: World Economic Forum, 2016, "The Global Gender Gap Report 2016"

図 1-15 ジェンダー・ギャップ指数のスコア比較

²⁴ World Economic Forum, 2016, "The Global Gender Gap Report 2016"

²⁵ スコアは 1 が最も平等、0 が不平等を示す。

1.4.4 ミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)

表 1-25 ミレニアム開発目標(MDGs)の達成状況

ゴール、ターゲット ²⁶ 、指数	1990 年	2000 年	2007 年	2012 年	2015 年 (目標)
ゴール 1: 極度の貧困と飢餓の撲滅					
1-A 2015 年までに 1 日 1 ドル未満で生活する人口の割合を半減する - 貧困ライン以下の人々の割合(%)	-	36.3%	23.2%	12%	20%
1-B 女性、若者を含むすべての人々の、完全かつ生産的な雇用、適切な雇用を達成する - 青年失業率(%)	-	2.6%	9.9%	-	-
1-C 2015 年までに飢餓に苦しむ人口の割合を半減する - 最低栄養摂取量以下の人口の割合(%) - 5 歳以下の低体重児の割合(%)	- 38%	3.8% 19%	5.9% -	-	1.9% 19%
ゴール 2: 普遍的な初等教育の達成					
2-A 2015 年までにすべての子どもが男女の区別なく初等教育の全過程を修了できるようにする - 初等教育粗就学率(%) - 初等教育純就学率(%) - (1 学年が) 5 学年までに達する率(%) - (1 学年が) 7 学年までに達する率(%)	55% - 73% 35%	72% 62% 91% 81%	106% 83.7% 92.4% 85.4%	- 91.5% - 94%	100% 100% 100% 100%
ゴール 3: ジェンダー平等の推進と女性の地位向上					
3-A 2005 年までに初等・中等教育で、2015 年までにすべての教育レベルで男女格差を解消する - 初等教育における女子の割合(%) - 中等教育における女子の割合(%) - 高等教育における女子の割合(%)	69% 43% 12%	82% 78% 41%	99.5% 97.2% 54%	- - -	100% 100% 100%
ゴール 4: 乳幼児死亡率の削減					
4-A 2015 年までに 5 歳未満児の死亡率を 1990 年の水準の 3 分の 1 まで引き下げる - 5 歳未満児の死亡率 (対 1,000 人出生) - 乳児死亡率 (対 1,000 人出生) - 子どもの予防接種率(%)	123 90 84%	84 60.5 85	62 40 90%	56(2010) 47(2010) -	41 30 >95%
ゴール 5: 妊産婦の健康の改善					
5-A 2015 年までに妊産婦の死亡率を 1990 年の水準の 4 分の 1 に引き下げる - 妊産婦死亡率 (対 10 万人出生) - 専門家立ち合いによる出産率(%)	560 15%	255 24%	- 55.9%	120 -	140 100%
ゴール 6: HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止					
6-A 2015 年までに HIV/エイズの蔓延を阻止し、その後減少させる - エイズ検出件数 - 避妊率(%)	0 19%	38 31%	144 35.4%	321(2013) -	- 60%
6-C 2015 年までにマラリアやその他の主要な疾病の発生を阻止し、その後発生率を下げる - マラリアの件数 (対 10 万人) - 結核の件数 (対 10 万人)	3,687 720	875 168	115 127	194(2011) 1,250(2011)	- -

²⁶ プータンが採用しているターゲットのみを記載。

ゴール、ターゲット、指数	1990 年	2000 年	2007 年	2012 年	2015 年 (目標)
ゴール 7: 環境の持続可能性を確保					
7-A 持続可能な開発の原則を国家政策やプログラムに反映させ、環境資源の損失を阻止し、回復を図る					
7-B 2010 年までに生物多様性の損失を確実に減少させ、その後も継続的に減少させる					-
- 森林カバレッジ率(%)	72.5%	72.5%	72.5%	-	-
- 生物多様性保護区域の割合(%)	23%	26%	29%	-	-
- 固形燃料を使用している人々の割合(%)	-	75%	70%	-	-
7-C 2015 年までに安全な飲料水と衛生施設を継続的に利用できない人々の割合を半減する					
- 安全な水にアクセスできる人々の割合(%)	55%	22%	19%	-	27.5%
- 衛生施設にアクセスできる人々の割合(%)	33%	12%	10%	-	17.5%
ゴール 8: 開発のためのグローバルなパートナーシップの推進					
8-F 民間セクターと協力して、特に情報・通信での新技術による利益が得られるようにする					
- 固定電話回線数	4,052	16,580	35,240		-
- 電話利用率 (100 人当たり)	0.68	2.4	15.6		-
- コンピューター利用率 (100 人当たり)	-	0.58	2.3		-
- インターネット利用率 (100 人当たり)	-	0.43	1.2		-

出所: GNHC, 2008, *Bhutan's Progress: Midway to the Millennium Development Goals*, WHO, -, *Bhutan: WHO Statistical Profile*, UNDP, 2013, *Bhutan MDG: Sub National Report 2013* を基に自主作成

1.4.5 持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals: SDGs)

ブータンでは、持続可能な開発目標 (SDGs) の 17 のゴールを第 11 次五ヵ年計画の優先課題として位置付けているが、ジェンダー平等にかかるゴールのうち、無給のケアや家事などの把握・価値化、責任共有などいくつかの項目が同計画において取り扱われていないことを UNDP により指摘されている。下表に、2016 年 6 月の国連経済社会理事会において合意されたゴール 5 (ジェンダー平等と全ての女性と女子のエンパワメントの達成) に関する目標と指標を挙げる。なお、2016 年 9 月末時点でブータン政府が合意している指標は 3 つ (下線) のみとなっている。現地調査では、ブータン政府は現在それぞれの目標の最終化作業を進めているとのことであった。

表 1-26 ジェンダー平等と女性・女子のエンパワメントの達成にかかる SDGs 指標

目標	指標 (下線はブータン政府合意済み)
5.1 全ての場所における、全ての女性と女子に対する、あらゆる形態の差別を撤廃する。	5.1.1 両性の平等と差別がないことを推進、強化、モニタリングするための法的枠組みの有無
5.2 公的・私的空間における、全ての女性と女子に対する、人身売買や性的またその他の形態の搾取を含むあらゆる形態の暴力を撤廃する。	5.2.1 パートナーのいる 15 歳以上の女性と女子が、過去 12 ヶ月間に現在あるいは過去の親しいパートナーから身体的、性的、精神的暴力を受けた割合 (暴力および年齢別) 5.2.2 15 歳以上の女性と女子が、過去 12 ヶ月間にパートナー以外の人から性的暴力を受けた割合 (年齢および発生場所別)
5.3 早婚や強制婚、女性器の暴力的な切除など全ての有害な慣行を撤廃する。	5.3.1 <u>20～24 歳の女性のうち、15 歳以前および 18 歳以前で結婚した人の割合</u> 5.3.2 15～49 歳の女性のうち、女性器の暴力的な切除を受けた人の割合 (年齢別)
5.4 公共サービスやインフラの提供や社会的保護政策を通じた、無給のケアや家事の把握と価値化、および家庭・家族内における責任共有の国家としての推進	5.4.1 <u>無給の家事やケアに費やされた時間 (性別・年齢・場所別)</u>
5.5 政治的、経済的および公的生活にかかる全	5.5.1 <u>国会や地方行政における女性議席の割合</u>

てのレベルの意思決定において、女性が完全かつ効果的な参加および平等なリーダーシップの機会を得ることの保証	5.5.2 管理職レベルにある女性の割合
5.6 過去に合意されたリプロダクティブ・ヘルスと権利へのあらゆるアクセスの保証	5.6.1 15～49 歳の女性のうち、性的関係や避妊、リプロダクティブ・ヘルスにかかるケアに関し、自分自身で意思決定を行っている割合 5.6.2 15～49 歳の女性が性的およびリプロダクティブ・ヘルスにかかるケアや情報・教育にアクセスすることを保証する法律や細則を有する国の数

出所： UN, 2016, *Final List of Proposed Sustainable Development Goal Indicators*, Department of Economic and Social Affairs, UN, -, *SDG Indicators: Global Database* (<http://unstats.un.org/sdgs/indicators/database/?area=BTN>)を基に自主作成

2. 女性の概況とジェンダーに関する政府の取り組み

2.1 社会経済状況の概要

ブータンは、南アジア地域の国の一つであり、中国とインドに囲まれたヒマラヤ山脈の東端に位置している。北部と北西部を中国チベット自治区、西部をシッキム州（以下インド）、南西部を西ベンガル州、南部と南東部をアッサム州、東部をアルナーチャル・プラデシュ州と面している。面積は 38,394 km²（日本の九州とほぼ同じ広さ）で、国土の約 7 割が森林で覆われ、7%が万年雪と氷河湖、約 3%が耕作地、4%が牧草地・放牧地となっている。

ブータンの民族構成は、ブータン民族（ドゥクパ）とネパール系民族（ローツァンパ）、その他北部や南部に存在する少数民族に分けられる。ブータン民族は主に、チベットから移住してきたチベット系住民で主に西部に居住する“ンガロツパ”²⁷と、東ブータンに居住する先住民族である“シャチョツパ”²⁸に分類される。民族別人口比率は公表されていない。公用語はゾンカ語で、宗教は主にチベット系仏教とヒンドゥー教である。

1907 年以降、世襲君主制が敷かれていたが、1990 年代後半より第 4 代国王主導により議会制民主主義への移行準備が進められ、2007 年に上院議員選挙（25 議席）、2008 年に下院議員選挙（47 議席）を実施、同年 7 月に憲法が採択され、立憲君主制となった。

ブータンの行政区分は 20 の県（Dzongkhag）²⁹と 205 の地区（Gewog）に分かれ、各レベルに意思決定組織である県開発委員会（Dzongkhag Development Committee）と地区開発委員会（Gewog Development Committee）が置かれている。

世界銀行によると、ブータンの 2015 年国内総生産（GDP）は約 20.6 億ドル、同年経済成長率は約 6.5%（2015 年）で、前年の約 5.7%から増加傾向にある。また、ブータンの主要産業は農業と電力であり、両セクターの 2015 年 GDP におけるシェアは、それぞれ 12.7%、14.3%であった³⁰。アジア開発銀行（ADB）³¹によると、昨今のブータンの経済成長は製造業およびサービスセクターがもたらしたものであり、特に現在進められている複数の水力発電事業の建設および電力の輸出に起因している。2016 年指標年鑑によると、2015 年 GDP 成長率が最も高いセクターは建設 15.6%、電力 14.3%、続いて農業 10.1%となっている。また、ブータンの貿易収支は恒常的に赤字で推移しており、2016 年統計年鑑によると、2015 年輸出額は 352.3 億ニュルタム（約 5.1 億米ドル³²）、輸入額 680.4 億ニュルタム（約 9.9 億米ドル⁵）で、約 328.1 億ニュルタム（約 4.8 億米ドル⁵）の赤字となっている。最大の貿易相手国であるインドとの貿易収支が 219.4 億ニュルタム（約 3.2 億米ドル⁵）の赤字で、赤字総額の 3 分の 2 を超えている。インド以外の主な貿易相手国は、輸入がフランス、日本、シンガポール、中国、輸出がバングラデシュ、オランダ、アメリカ、ドイツである。2015 年の主な輸出品はシリコン、鉄製品、セメントで、輸入品は軽油・ディーゼル、航空機、水力発電タービンで、精製米も輸入額の 1.66%を占める。

²⁷ 一般的に、主にブータン中部に居住する“ブムタンパ”を包括することが多い。

²⁸ 特にタシガン、タシヤンツェ、ペマ・ガツェル地方の人々は自らを“ツァンラ”と称する。

²⁹ 中部（ガサ、ダガナ、チラン、ブナカ、ワンデュ・ボダン）、南部（サルパン、シェムガン、トンサ、ブムタン）、西部（サムツェ、チュカ、ティンブー、ハ、パロ）、東部（サムドブ・ジョンカル、タシガン、タシ・ヤンツェ、ペマガツェル、モンガル、ルンツェ）に分かれる。

³⁰ NSB, 2016, *Statistical Yearbook of Bhutan 2016*

³¹ ADB, Bhutan: Economy (<https://www.adb.org/countries/bhutan/economy>)

³² 2016 年 12 月 1 日付為替レート（1 米ドル=68.56 ニュルタム）にて算出。

2.2 ブータンにおける女性の概況

ブータンにおける男女は法的に平等であり、一般的にブータンの女性は自由と平等を享受し、他の開発途上国と比べて相対的に高い地位にあると言われる。しかしながら、都市部と農村部では状況が大きく異なるほか、特にブータン南部のヒンドゥー社会など、地域によって「ブータン女性の地位は高い」という一般化が当てはまらないケースもある。また、女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（CEDAW）に関する報告書（2003年）は、ブータン社会における特に家庭や職場などに存在している、より見えにくいジェンダー格差の存在にも目を向けることの重要性も指摘している。

表 2-1 ブータンにおける地域特性

	中西部	南部	東部
主な人口構成	ンガロツパ (チベット系)	ローツァンパ (ネパール系)	シャチョツパ (先住民族)
宗教	仏教	ヒンズー教/仏教	仏教
社会システム	母系社会 母権社会	父系社会* 父権社会 カースト制度	父系社会* (一夫多妻制)
世帯主	女性	男性	女性/男性

* 一部例外あり。

出所：現地聞き取り調査結果をふまえ自主作成

2.2.1 女性の役割に対する社会的な認識

女性の地位が相対的に高いと言われるブータン社会においても、家庭構造における男女の役割分担があり、女性を一義的に専業主婦や妻、母親としてみなす社会認識が、その限られた教育または雇用機会などに大きく影響を与えている。一方で、そうした伝統的な考え方は、女性による農業への従事や家庭内における意思決定への関与、財産相続、地域の行事やコミュニティ活動への参加を限定するものではない（CEDAW 報告書（2003年））。なお同報告書によると、南部においては妻の移動の自由が制限され、特に農村部においては男性の同伴なしにコミュニティの外へ移動することは奨励されていない。

2.2.2 母系制による土地や財産の相続

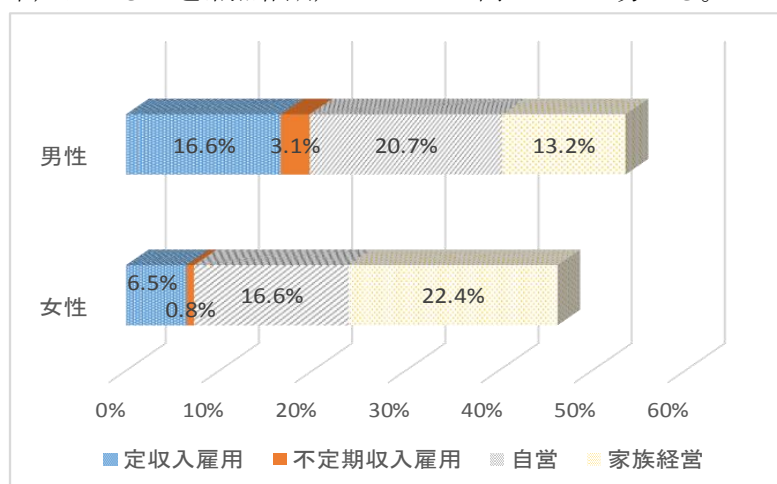
特にブータン中西部では、女性が土地や家屋などの財産を相続する母系制社会の慣習がみられるが、南部や一部の東部地域では男性が相続するケースが多く、地域によって違いがある。法律上も、相続法（1980年）で男女に等しく相続権が認められているほか、土地法における土地所有の年齢制限が「16歳以上の女性または18歳以上の男性」（1979年）から1998年の改正により男女共に18歳以上となったほか、貸付法（1981年）では女性も土地や担保を保有することが認められている。但し、世代によっても相続に対する考え方も変化してきており、プナカ県（中部）における聞き取り調査では、兄弟姉妹の中から柔軟に相続人を決定したり、状況によっては分割相続を行うケースもあることが分かった。

母系制度によって女性が財産を相続できることが、女性の経済的自立に繋がるものとして捉えられる一方で、世界銀行報告書によると、特に土地の相続により女性が得られる経済的便益は限定的であり、またブータンにおける母系制による相続は高齢化した両親のケアを主な理由としており、女性（主に長女）が土地管理や両親の面倒をみる責任から、居住地や仕事などを自由に選択できなくなっているという指摘もある。

2.2.3 女性の就業状況

労働力調査報告書（2015 年）によると、2015 年の失業率は 2.5%（女性 3.1%、男性 1.8%）で、失業者の 59.9% を女性が占めている。また、労働参加率も女性 55.9%、男性 71.2%と女性の方が低く、女性の経済活動への参加促進がブータンにおけるジェンダー課題の一つとなっている。世界銀行報告書（2013 年）は、こうした男女格差の要因として、身体的な強さの違いのほか、ジェンダーによる役割分担や人々の認識を挙げている。

就業形態別の男女別就業者割合（図 2-1）を見ると、自身の家庭外で収入を得ている女性の割合は極めて低く（定収入雇用 6.5%、不定期収入雇用 0.8%）、特に家族経営（世界銀行報告書（2013 年）によると通常無報酬）が 22.4%と高いことが分かる。



出所：Ministry of Labour & Human Resources, 2015, *Labour Force Survey 2015*

図 2-1 男女別および就業形態別の就業者数割合（2015 年）

職種別就業者数の推移（表 2-2）を見ると、女性の就業者数が増加したのは農家（9,651 人増、約 10.1%増）と民間企業（2,056 人増、約 76.1%増）のみだが、これは公務員や政府系機関の就業者数は一定であり、また民間ビジネスの起業者数もあまり増加しなかったためと思われる。なお、2015 年の公務員における女性の割合は約 36.5%で、2010 年の約 33.5%から若干増加している。

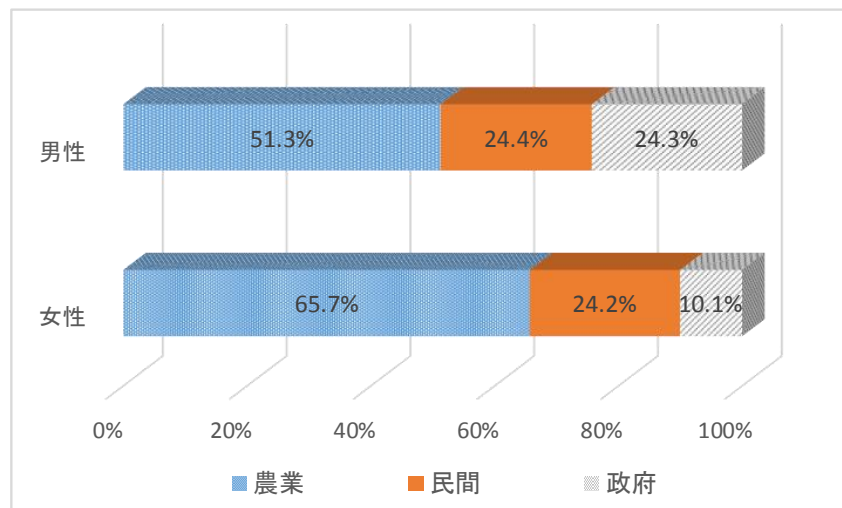
表 2-2 男女別・職種別就業者数の推移（2010 年、2015 年）

職種	2010 年				2015 年			
	女性	男性	計		女性	男性	計	
公務員	16,700	33.4%	33,200	49,900	8,813	36.5%	15,366	24,178
政府系機関	-	-	-	-	3,097	24.2%	9,692	12,789
軍隊	1,200	24.5%	3,700	4,900	538	5.0%	10,239	10,777
農家	95,300	52.9%	84,900	180,200	104,951	52.6%	94,689	199,640
公営・政府企業	3,800	36.2%	6,700	10,500	3,692	29.0%	9,033	12,726
民間企業 ³³	2,700	31.8%	5,800	8,500	4,756	26.8%	13,018	17,774
民間ビジネス	34,900	52.9%	31,100	66,000	33,678	51.2%	32,046	65,723
NGO	500	50.0%	500	1,000	194	28.3%	492	686
計	155,100	-	165,900	320,900	159,719	-	184,574	344,293

出所：Ministry of Labour & Human Resources, 2015, *Labour Force Survey 2015*, Ministry of Labour & Human Resources, 2010, *Labour Force Survey 2010*

³³ 「民間企業」とは会社法（2000 年）で定める株式会社、「民間ビジネス」はそれ以外の個人経営企業などを指す。

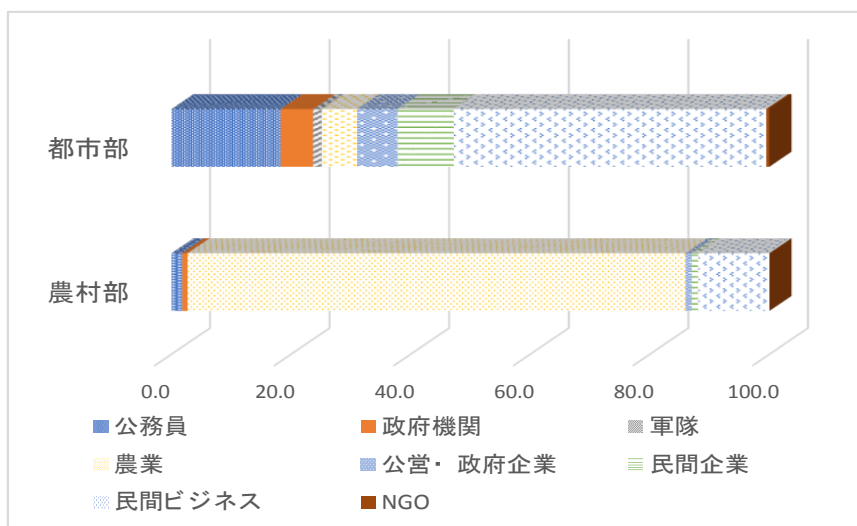
さらに、職種別就業者数を男女別の割合で示した図 2-2 をみると、就業者の割合が最も多いのは男女共に農業であるが、特に女性就業者は約 3 分の 2 が農業に従事しており、公務員などの政府関連職種は約 10%に過ぎないことが分かる。



出所: Ministry of Labour & Human Resources, 2015, *Labour Force Survey 2015*

図 2-2 男女別就業者数の割合(農業、民間、政府)

職種別女性就業者割合を農村/都市部別で示した図 2-3 をみると、都市部では民間ビジネス (52.3%) が最も多く、次いで公務員 (18.2%)、民間企業 (9.4%) となっている。また農村部では大多数の 83.3%が農業に従事し、民間ビジネスは都市部の 4 分の 1 以下に留まっており、農村部と都市部における女性の就業状況の違いが明確になっている。



出所: Ministry of Labour & Human Resources, 2015, *Labour Force Survey 2015*

図 2-3 地域別および職種別の女性就業割合(2015 年)

ブータンでは就業状況や職種だけでなく賃金にも男女格差がみられ、世界銀行報告書 (2013 年) によると、女性の月額平均収入は男性の 75%に過ぎないとされている。

また、ブータンでは出産休暇は6ヵ月間の有給が認められているが、育児休暇制度がないほか、特に都市部における保育サービスの充実など、働く女性のための環境整備も急務となっている。ブータン唯一の女性大臣である公共事業大臣への聞き取りによると、現在、全ての政府関連機関における託児所の設置が進められており、公共事業省や経済省など既に4つの省庁において設置が実現していることを確認した。

2.2.4 女性の政治参加状況

下表のとおり、ブータンにおける女性の政治参加の割合は、教育や経済活動などへの参加と比べて極めて低い水準にある。2007年に議会制民主主義が導入されたばかりであり、現役の女性政治家をロールモデルとして、今後徐々に政治における女性の割合が高まることが期待されるが、現地聞き取り調査では、選挙や政治に慣れない女性が立候補することの難しさや、女性の政治関与に不信感を持つ国民が少なからず存在することが確認された。

表 2-3 女性の政治参加の状況（2016年12月時点）

役職	女性	男性
国家評議会議員（国会上院、National Council）	2 (8.7%)	23
国民議会議員（国会下院、National Assembly）	4 (9.3%)	43
大臣	1 (11.1%)	9
県知事（行政職）	2 (11.1%)	18
地区代表	2 (1.0%)	203
地区副代表	23 (12.8%)	179
集落代表	128 (15.0%)	856

出所：National Council of Bhutan (http://www.nationalcouncil.bt/en/member/list_of_members)、
National Assembly of Bhutan (http://www.nab.gov.bt/en/member/list_of_members)、および
Ministry of Home & Cultural Affairs, 2016, *Overview and details of elected local government officials*

2.2.5 婚姻

ブータンの婚姻年齢は、婚姻法（1980年）では男性18歳、女性16歳とされていたが、同法改正（1996年）により、婚姻年齢は男女共に18歳以上となった。しかしながら、正式な結婚証明書が発行されなくても、慣習法に従って15歳などで結婚するケースもあり、社会制度・ジェンダー指数（SIGI）報告書は、特に農村部における早婚の多さ、また女兒が早婚に至る場合には両親などによる強制婚の割合が高いことを指摘している。

またブータンでは、地域によって複婚制（一夫多妻および一妻多夫）の慣習が残り、法律上も許容されているが、その数は減少傾向にある。CEDAW報告書（2003年）によると、複婚制は南部のほか中西部の一部、また北部の遊牧コミュニティにみられ、姉妹や兄弟が1人の配偶者と結婚するケースが多い。婚姻法（1980年）には、一妻多夫婚に対する証明書の発行を行わない旨のみ明記されている。

非嫡出子については、証拠が認められた場合のみ、女性と非嫡出子に対する補償として、出産費用と養育費（収入月額額の20%）の支払いを改正婚姻法（1996年）が義務付けている。

離婚についても、ブータンの婚姻法（1980年）は男女に等しく権利を与えているが、離婚を希望する側が配偶者に対して、婚姻期間に応じた慰謝料を支払うことを定めている。特に男性が再婚する際には、前妻の合意なしに結婚証明書の発行を行わない旨も明記されている。また、離婚に際しての子どもの親権については、子どもが9歳以下の場合は母親

が持つこととし、9歳以上の場合は子ども本人に選択権を与えているとしている。なお、父親は子どもが18歳になるまで養育費を払うことが義務付けられている。さらに同法には、夫婦が不貞を働いた場合の賠償金の支払いの義務などが、ケースごとに細かく定められている。

また同法には、既婚の女性に対する夫からの性的暴力の処罰に関する項目が含まれており、夫婦間であっても夫婦いずれかの意思に反した性交渉を性暴力とみなすことが明記され、1996年のレイプ法改正を経て、2004年に制定された刑法の性犯罪の項目に包含された。

2.2.6 女性に対する暴力

CEDAW 報告書（2003年）によると、ブータンの女性は婚姻関係における暴力を、嫉妬心やアルコールの影響によるものとして受け入れる傾向にあり、暴力を複数回に及んで受けるまでは裁判所などの公的機関に報告することは少ない。これは女性が経済的に夫に依存していることや、ブータン社会がある程度、夫婦間の口論や暴力を許容する傾向にあることにも関連している。表 2-4 に女性に対する暴力の実態を示す。

表 2-4 女性（15～75 歳）に対する暴力の実態（2012 年）

指標	数値
親しいパートナーから肉体的な暴力を受けたことのある既婚女性	6.1%
親しいパートナーから性的暴力を受けたことのある既婚女性	2.1%
親しいパートナーから精神的な暴力を受けたことのある既婚女性	3.2%
パートナーではない人から肉体的な暴力を受けたことのある女性	6.3%
パートナーではない人から性的暴力を受けたことのある女性	0.9%
パートナーではない人から精神的な暴力を受けたことのある女性	3.5%

出所: Ministry of Health, 2012, *National Health Survey 2012: Summary of Findings Handbook*

2013年に策定された家庭内暴力防止法（Domestic Violence Prevention Act 2013）は、家庭内暴力を肉体的、性的、心理的、経済的暴力に繋がる、他人に対するいかなる行為、不作為、態度として定義付け、同法の適用範囲を配偶者や家族関係から、親密な個人的関係や被告人と日常的に家庭を共有していた場合を含めた形で提示している。同法では所轄官庁を女性と子どものための国家委員会（NCWC）と定め、関係省庁による同法の効果的な実施および被害者の保護のための活動の実施が謳われている。また、被害報告や警察への届け出、被害記録、裁判申し立て、裁判のプロセス、および警察官や裁判所などの義務が示されているほか、全ての警察署に女性と子どもの保護ユニット（または受付）を設立し、保護担当官を配置することを定めている。

2015年には同法の細則（Domestic Violence Prevention Rules and Regulations 2015）が策定され、所管官庁の NCWC のほか、保護担当官や裁判官、中央・地方政府、警察、社会福祉担当官、その他関係機関・関係者の機能と役割のほか、家庭内暴力を関係者が取り扱う際の手順がより詳細に示されている。

レイプに関する法律（1996年）を含める形で2004年に制定された刑法には、レイプやセクシャルハラスメントを含む性犯罪に対する刑罰が明記されている。なお、同法では夫婦間の性暴力は軽罪にあたるとしている。2011年の法改正により、レイプの定義の明確化とレイプ犯罪に対する懲罰の厳重化、さらにメディアなどを通じた被害者の身元の公開に対する罰則化が図られた。

以下に主な改正内容（下線が改正箇所）を示す。

- どんな状況であっても、他の人の人間性に反した形で性交渉を行った場合、被告人は強かん罪に問われる。（第 177 条）
- どんな状況であっても、12 歳以下の子どもや無能力職者と性交渉を行った場合、そのことを知っていたかどうかに関わらず、被告人は強かん罪に問われる。（第 181 条）
- 12 歳以下の子どもや無能力職者に対する強かん罪は第 1 級重罪とする。（第 182 条）
- 12 歳から 18 歳までの子どもと性交渉を行った場合、被告人は 12 歳以上の子どもに対する強かん罪に問われる。但し、16 歳以上の子どもとの同意の上の性交渉の場合は強かん罪にはあたらない。（第 183 条）
- 12 歳以上の子どもに対する強かん罪は第 2 級重罪とする。（第 184 条）
- どんな状況であっても、12 歳以下の子どもと複数名が性交渉を行った場合、被告人は 12 歳以下の子どもに対する集団強かん罪に問われる。（第 191 条）
- 12 歳以下の子どもに対する集団強かん罪は終身刑とする。（第 192 条）
- どんな状況であっても、12 歳以上の子どもと複数名が性交渉を行った場合、被告人は 12 歳以上の子どもに対する集団強かん罪に問われる。（第 193 条）
- 12 歳以上の子どもに対する集団強かん罪は第 1 級重罪とする。また 16 歳以上 18 歳未満の子どもに対する集団強かん罪は第 2 級重罪とする。（第 194 条）

ブータン政府は、女性に対する暴力への対応として、法律などによる罰則の強化だけでなく、暴力防止のための介入をより効果的に行うために、警察関係者や弁護士、医師、教員、メディア、政治家などに対する啓発研修を実施し、再発防止や家庭内暴力を犯罪として認知すること、適切なフォローアップの実施などを目指している。

2.3 ジェンダーに関するブータン政府の取り組み

2.3.1 ジェンダー主流化に関する政策や計画など

(1) 第 11 次 5 カ年計画（2013～2018 年、Eleventh Five-Year Plan）

「自立と、包括的で環境に配慮した社会経済開発」を目指す第 11 次 5 カ年計画は、社会で最も脆弱な人々の生活水準や質を改善することによる貧困削減と不平等の解消を、取り組むべき課題としている。また同計画では、GNH の 4 つ領域に沿って 16 の国家主要成果領域（National Key Results Areas: NKRAs）³⁴が設定され、「女性の参加促進のためのジェンダー視点に立った環境作り」は、活気ある民主主義と持続的かつ公正な社会経済開発のためのガバナンスの領域における NKRA の一つとして位置付けられている。成果指標としては、①国会や地方行政における女性の参加を促進するためのクォータ（割当）制度導入のための法整備、②高等教育における女性の割合の増加、③青年女性の失業率の削減、④ジェンダー視点に立った政策やジェンダー主流化のための戦略をもった関係機関の増加を掲げている。なお②については、貧困削減にかかる NKRA の成果指標としても設定されている。

(2) ジェンダーに対応した計画および予算策定（ガイドライン）（2016 年）

ジェンダー平等や女性のエンパワメントに関する慢性的な予算不足を解消するために、UN Women が提唱する計画および予算策定プロセスの改革アプローチがまとめられている。教育、保健そして農業セクターにおける現状分析を通じたジェンダー課題の特定、政策・プログラムのレビュー、予算のジェンダー分析などがなされ、計画・予算策定プロセスへのジェンダー視点の取り込みや、地方レベルの計画・予算策定強化および関係者の能力強化の必要性が述べられている。

(3) ジェンダー、環境、気候変動、防災、貧困の主流化（事例集）（2015 年）

開発政策や計画、プログラムにおける「ジェンダー、環境、気候変動、防災、貧困（Mainstreaming Gender, Environment, Climate-change, Disaster and Poverty (GECDP)）の主流化」は、上述の第 11 次 5 カ年計画の開発目標においても特に重視され、ブータンの全ての行政レベルかつ全ての開発プロセスにおいて取り込むことになっているアプローチである。本事例集では、ジェンダーを含む 5 つの分野横断的課題を取り込んだ包括的開発アプローチの事例として、様々な取り組みが紹介されている。但し、具体的なジェンダー分析手法や取り込むべきジェンダー視点にかかる記述はない。

(4) GNH 政策審査ツール

ブータンにおいて、セクター共通で使われている「GNH 政策審査ツール（GNH Policy Screening Tool）」には、26 の審査項目の一つとしてジェンダー平等が設定されており、立案された政策を 4 段階（①ジェンダー不平等を促進、②ジェンダー平等への成果不明、③ジェンダー平等への負の影響なし、④ジェンダー平等推進）で評価することになっている。

³⁴ 女性の参加促進のためのジェンダー視点に立った環境作りのほか、持続可能な経済成長、貧困削減、食糧安全保障、雇用、ブータン人としてのアイデンティティおよび社会団結と調和、持続的な生計向上のための先住の知恵や美術・手工芸の推進、環境と気候変動に配慮した開発、持続的な天然資源の活用・管理、水の確保、災害レジリエンスの改善と防災管理、公共サービスの改善、民主主義とガバナンス強化、汚職の撲滅、安全な社会、脆弱な人々のニーズの特定の 16 の NKRAs が設定されている。

(5) ジェンダー主流化ガイドライン（2014 年）

2014 年に、ジェンダー平等推進のためのナショナル・マシナリーである女性と子どものための国家委員会（NCWC）が策定した「ジェンダー主流化ガイドライン（Gender Mainstreaming Guideline）」は、各セクターにおいてジェンダー主流化を推進するための共通のアプローチとその手順を示したものである。具体的には、法律・政策策定プロセス（状況分析、政策立案者による意識付け、コンサルテーション、関係者とのパートナーシップ構築、政策立案）と事業の計画・実施プロセス（基礎情報の収集、政策との関連付け、コンサルテーション、関係者の能力強化、事業の計画）において、ジェンダー視点から留意すべき点がチェックリスト形式でまとめられている。

(6) ジェンダーに関する国家行動計画（2008～2013 年、NPAG）

「ジェンダーに関する国家行動計画（National Plan of Action for Gender : NPAG）」は第 10 次 5 カ年計画（2008～2013 年）に併せて策定されたが、現計画（第 11 次計画）では改訂がなされていない。同計画では、ジェンダー主流化の推進を目指し、NCWC などの能力強化や男女別データやジェンダー関連情報の収集と活用、ジェンダー視点に立ったモニタリング・評価にかかる戦略が整理されたほか、ガバナンスや経済開発（特に雇用）、教育、保健、女性に対する暴力、偏見や固定観念といった特定テーマごとに、女性の置かれている状況などについて現状分析を行い、取り組むべき課題と指標の設定がなされている。

2.3.2 国際規範

(1) 女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女性差別撤廃条約）

（Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: CEDAW）

ブータン政府は女性差別撤廃条約（CEDAW）を 1980 年 7 月 17 日に署名、1981 年 8 月 31 日に批准している。CEDAW 批准国には 4 年ごとに進捗報告書の提出が義務付けられており、ブータン政府は 2003 年 1 月に第 1 次～第 6 次報告書、2007 年 9 月に第 7 次報告書、2015 年 4 月に第 8 次および第 9 次報告書を提出している。なおブータン政府は、2016 年 10 月にジュネーブで行われた CEDAW 委員会において、最新の第 8 次および第 9 次報告書の内容に基づいて、CEDAW の実施状況を報告している。29 ページに、これまでに CEDAW 委員会からブータン政府に対して出されたコメントの概要を示す。

(2) 買春を目的とした女性および子どもの不正取引の防止および撲滅に関する条約

（Convention on Preventing and Combating Trafficking in Women and Children for Prostitution）

南アジア地域協力連合（SAARC）³⁵の「買春を目的とした女性および子どもの不正取引の防止および撲滅に関する条約」は、2002 年 SAARC 第 11 回首脳会議で採択され、（本条約署名後の）2007 年に加盟したアフガニスタン以外の 7 つの加盟国が署名している地域条約である。本条約の目的は、加盟国の協力により、人身取引の被害者の帰還と社会復帰、国際売春ネットワークによる女性や子どもの人身売買の阻止を通じ、特に SAARC 地域諸国を人身取引の送出国や中継国、到達国とするような女性と子どもの人身取引の予防、禁止、

³⁵ 2016 年 12 月時点の加盟国は、アフガニスタン、バングラデシュ、ブータン、インド、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカの 8 カ国（アルファベット順）である。（SAARC ホームページより）

抑止を効果的に行うことにある（第 2 条）。本条約の加盟国は、各国の刑法においてあらゆる形態の人身取引を犯罪として位置付け、刑罰を定め、適切なプロセスに沿って犯罪者を裁くこと（第 3 条）、被害者の保護（第 9 条）を求めている。

表 2-5 CEDAW 委員会コメントの概要

	第 1～6 次報告書へのコメント（2004 年）	第 7 次報告書へのコメント（2009 年）	第 8・9 次報告書へのコメント（2016 年）
成果	- 国民の福祉の改善 - 条約に対する政府のコミットメント - 男女別データ収集主体としての NSB 強化	- NCWC およびジェンダー・フォーカル・ポイント（GFP）ネットワークの設立 - 第 10 次 5 ヶ年計画へのジェンダー課題の取り込み	- 女性差別撤廃にかかる法改正 - 女性差別撤廃・ジェンダー平等推進のための政策フレームワークの改善
提言	- 憲法草案への男女平等の原則と女性差別の定義の入れ込み - ナショナル・マシナリー（NCWC）強化 - 政策やプログラムの策定・実施にかかるジェンダー主流化 - 女性の政治参加のための一時的特別措置 - 女性の正規雇用促進のための政策実施 - 女性の状況を把握するための男女別データの収集・分析 - 中等・高等教育における女子就学の改善 - ジェンダーに関する伝統や価値観の分析 - 農村女性の権利やニーズ、関心の考慮 - 医療ケアへのアクセスの改善 - 女性に対する暴力防止のための対策、家庭内暴力やセクシャルハラスメント防止法の制定、裁判官や警察官、その他関係者に対する女性への暴力に関する研修 - 人身売買防止のための国境を超えた協力 - 慣習法に基づいた結婚や強制婚の禁止	- CEDAW 委員会からの提言を実現するための国会の役割、女性差別を撤廃するための適切な法律の施行 - NCWC がジェンダー平等のための活動を調整・モニタリングするための財源・的資源の確保、GFP ネットワークの強化 - 特に農村部や遠隔地における女性の平等を実現するための一時的特別措置 - 女性の政治参加を促進するための政策の継続、一定の役職の要件見直し、女性の政治参加の重要性に関する啓発 - 女性への暴力防止の優先、被害者の裁判へのアクセス改善、家庭内暴力防止法の施行 - 人身売買に関する実態調査の実施、売春や人身売買の定義見直し - ジェンダーに関する伝統や価値観の分析 - 女兒の就学に対するインセンティブの供与、農村部や遠隔地における有資格教員や適切な教育施設の提供、女子や女性に対する識字教育の普及 - 女性の医療ケアへのアクセス改善 - 児童労働の撲滅 - 早婚および一夫多妻制の禁止	- CEDAW 実施のための立法府の役割、女性に関連する法律の調和化 - 女性の裁判へのアクセスの確保、女性が利用可能な救済方法に関する情報提供 - NCWC と県レベル GFP の連携強化、GFP に対する研修、NCWC によるジェンダー主流化活動モニタリング、国家ジェンダー平等政策の策定、ジェンダー平等推進のための GNH 政策審査ツールの活用 - 女性の政治、教育、経済活動への参加を促進するための一時的特別措置 - 女性の権利に対する差別的な偏見に関する教育プログラムの実施 - 女性・女子に対する暴力の捜査および犯人の検挙・適切な処罰 - 女性・女子の人身売買や売春の現状把握 - 女性の政治参加促進のための一時的特別措置 - 雇用におけるジェンダー平等や女性の失業削減のための現行法や法規の施行 - 災害リスク管理に関する政策・戦略策定への女性の参加促進 - 様々な相続形態の女性・女子への影響 - 法定婚姻年齢（18 歳）の順守 - 農村部における早婚・児童婚防止と啓発

出所：Committee on the Elimination of Discrimination against Women, 2004 2009 and 2016, *Concluding Observations of the Committee on the Elimination of Discrimination against Women: Bhutan*

2.4 ナショナル・マシナリー

ブータンでは、ジェンダー主流化のナショナル・マシナリーとして、「女性と子どものための国家委員会」(National Commission for Women and Children: NCWC) が設立されている。

2.4.1 設立背景

ブータン政府は、1981年8月の女性差別撤廃条約(CEDAW)批准を受けて、CEDAWに関して国が果たすべき責務の進捗を監視するために、NCWCの前身となる委員会を設置した⁴⁴³⁶。また、関連省庁に配置されたジェンダー・フォーカル・ポイントによる会合を通じた形で、CEDAWにかかるフォローアップ活動を行っていた。しかしながら、関係者のジェンダー主流化にかかる知見や経験、また関係者間の情報共有が十分でなかったことから、そうした取り組みはあまり積極的には行われていなかった。そうした状況をふまえ、2001年には当時の計画委員会事務局(後の財務省計画局)がジェンダー課題の調整役として指揮を執る形で、ジェンダー主流化を推進するための取り組みが再活性化されることになった。

こうした動きが進む一方で、2003年1月にブータン政府が提出したCEDAW報告書では、ジェンダー課題への取り組みを推進するための効果的なナショナル・マシナリーの設立が取り組むべき課題の一つとして掲げられた。同報告書に対するCEDAW委員会のコメント(2004年1月)においても、上述の計画委員会を中心とした既存の仕組みの機能強化と、CEDAWと子どもの権利条約(CRC、1990年批准)に関する責務遂行の全機能を担うNCWCの設立が提言されている。そして2004年、同提言を受け、NCWCが保健省の傘下に置かれる形で設置された。その後、NCWCが扱う課題が増え、その果たすべき役割が拡大したことを受け、2008年に独立した政府組織となった。

2.4.2 NCWCのビジョンと使命

NCWCは、「子どもと女性、男性が平等と調和の中で暮らし、人生の全ての局面においてお互いを尊敬すること」を実現するために、「ジェンダーと子どものための介入を通じて、女性と子どもの権利を守り、推進すること」を使命としている。

2.4.3 NCWCの機能

NCWCは、上述のビジョンと使命に基づいて、「ジェンダー平等と子どもの視点に立った政策・計画・事業・活動のレビューと見直し、実施を行うこと」を目的としている。NCWC年次報告書(2013~2014年)によると、NCWCの主な機能は以下のとおりである。

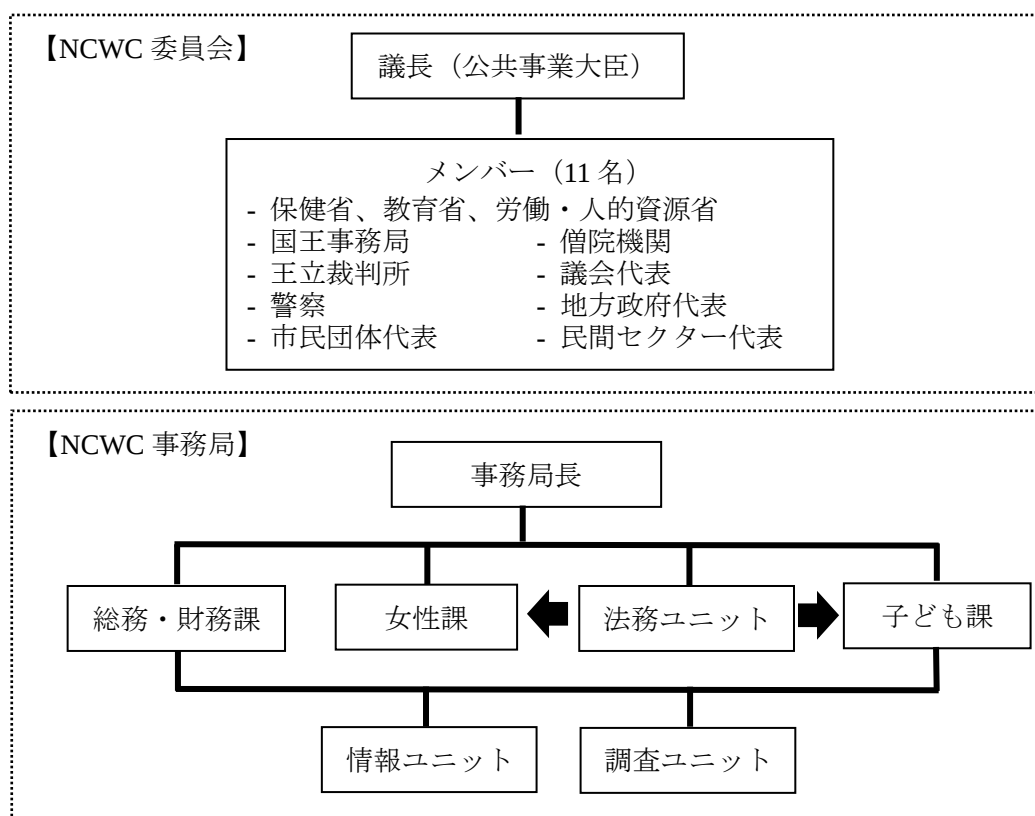
- ジェンダーに対応し、子どもの視点に立った政策策定とレビュー
- ジェンダー平等と子どもの視点に立った法律、政策、計画の推奨
- 全ての関係者の啓発・意識化
- 女性と子どもに関する課題(解決)に関する関係者との協力
- 関連報告書の作成・提出
- 女性と子どもの課題に関連する全ての活動のモニタリング・評価
- ジェンダーに対応し、子どもの視点に立ったプログラムや活動の開発と提案、実施

³⁶ もう一つの機能として、保健、水とサニテーション、教育の3つの分野における女性の現状調査を実施した。

- ジェンダー・フォーカル・パーソン (GFP) と子ども保護フォーカル・パーソン (CPFP) の能力強化

2.4.4 組織体制

NCWC は委員会と委員会を支援する事務局から成る組織である。委員会は議長と関連省庁（保健省、教育省、労働・人的資源省）や地方政府、警察、議会、市民団体や民間セクター代表の合計 12 名のメンバーで構成され、現議長はブータン初の女性大臣である公共事業大臣が務めている。事務局には事務局長のほか、女性課と子ども課のプログラム担当、法務担当、調査担当、情報担当、総務担当、人事担当、予算担当、会計担当がそれぞれ配置されている。事務局長への聞き取りでは、業務が増えているため現在スタッフの拡充を申請しているとのことであった。



出所: NCWC, 2014, NCWC 年次報告書(2013~2014 年)

図 2-4 NCWC の組織体制

2.4.5 NCWC 女性課の役割と機能

NCWC 女性課は、女性の権利の保護・推進の実現を目指し、ジェンダー視点に立った法律や政策のレビュー、女性が抱える課題を解決するための法律や政策の策定、女性の権利に関する活動の調整・モニタリング、定期報告書の策定、ジェンダー・フォーカル・パーソン (GFP) ネットワーク支援などに取り組んでいる。女性の課題に適切に取り組む法整備や政策提言、またジェンダー視点から見た政策レビューを実現するために、同課は国家総幸福 (GNH) 政策審査委員会や主流化委員会のメンバーとして必要な提言を行っている。

2.4.6 ジェンダー・フォーカル・パーソン（GFP）ネットワーク

GFP ネットワークは、政府機関や NGO、民間セクター（メディアなど）のジェンダー担当者ネットワークとして 2005 年に設置された。NCWC 事務局長への聞き取りによると、政府機関では GFP として政策・計画担当者、特に女性が任命されることが多いとのことであった。ADB 報告書によると、2015 年時点で 83 名の政府関係者（女性 33 名、男性 50 名）、62 名の民間セクター代表者（女性 43 名、男性 19 名）が GFP として任命され、ジェンダー主流化研修を受講している。

GFP には、各セクターの政策や計画へのジェンダー視点の取り込みと NCWC への進捗報告書の提出が義務付けられ、年に 2 回の全体会合が実施されている。GFP の多くはジェンダーに関する十分な知見を有しておらず、NCWC は研修など定期的な能力強化プログラムを実施している。また地方政府との連携を強化するために、2013 年からは各県レベルにおける GFP ネットワークの活性化に向けた取り組みが開始されているほか、NCWC はさらに各地区レベルにおける GFP の配置を目指している。

3. 主要セクターにおける女性の現状

3.1 農業・農村開発

3.1.1 農業セクターの概要

ブータン政府の統計年鑑（2016 年）³⁷によると、農業（畜産や林業を除く）の 2015 年国民総生産（GDP）は 133.4 億ニュルタム（約 1.9 億米ドル³⁸）で、GDP 全体の約 10%を占めている。主な換金作物としては、柑橘類、ジャガイモ、唐辛子、リンゴなどが挙げられる。

3.1.2 農業セクターにおけるジェンダー課題

ブータン政府の労働力調査（2015 年）³⁹によると、ブータンでは全就業人口の 58.0%が農業に従事し、そのうち女性が 30.5%、男性が 27.5%となっており、女性の農業従事者数が男性を上回っている。また下表をみると、女性の就業人口の約 65.7%、農村女性の就業人口の約 83.3%が農業に従事しており、女性は農業セクターの重要な担い手であるといえる。

表 3-1 男女別・農村/都市部別農業従事者数(2015 年)

	農村部	都市部	全体
農業従事者数（女性）	102,820	2,131	104,951
農業従事者数（男性）	93,294	1,395	94,689
全就業人口（女性）	123,444	36,275	159,719
全就業人口（男性）	128,636	55,938	184,574

出所：Ministry of Labour & Human Resources, 2015, *Labour Force Survey Report 2015*

農林業省⁴⁰第 11 次 5 カ年計画（2013～2018 年）において、ジェンダーは分野横断的課題の一つとして位置付けられている。同計画では、多くの女性が農業に従事する理由として、社会的期待や相続に関する慣習（母系制）、都市部で就業するために必要なスキル不足を指摘している。また特に農村部において農業に従事する女性の脆弱性として、公共サービスや市場へのアクセスの悪さ、食糧不足、農業以外の就業機会と必要なスキルの不足、耕作可能な土地の不足、労働力不足、洪水や家事などの自然災害を挙げている。さらに、農村女性の生活時間のほとんどは家事（食事の支度、水・薪集め、子どもの世話など）に費やされており非常に忙しいこと、また小規模農家に対する支援はそうした女性を支援することに繋がるものとして、ジェンダー視点からみた恩恵をもたらす支援の重要性を述べている。

3.1.3 農業における女性の役割

ブータンでは、農作業における男女の役割分担はあまり明確ではない。国連食糧農業機関（FAO）によると、田起こしは男性が行うといったように、特定の作業はジェンダーによって分担されている一方で、それ以外の作業は男女が共同で行うほか、大部分はそれぞれが代わりに行うことが可能である。プナカ県における女性農家への聞き取り調査では、一部田植えや肥料の運搬は伝統的に女性のみが行うことや、農産物の販売は女性が担うケー

³⁷ National Statistics Bureau, 2016, *Statistical Yearbook of Bhutan 2016*

³⁸ 2016 年 12 月 1 日付為替レート（1 米ドル=68.56 ニュルタム）にて算出。

³⁹ Ministry of Labour & Human Resources, 2015, *Labour Force Survey 2015*

⁴⁰ ブータンでは、農林業省は「再生可能天然資源」（Renewable Natural Resource (RNR)）セクターと呼ばれる。

スが多いことが分かった。但し、こうした役割分担は地域および民族によって異なり、特に土地などの財産を女性が相続する母系制社会の地域と父権的な社会慣習を有するローツァンパ（ネパール系住民）の多い地域では、様相が大きく異なることが想定される。また、多くの小規模農家は農業機械などを所有していないため、生産資機材の所有にかかる顕著な男女差はみられない。

家事分担については、必要に応じて男性が手伝うものの、基本的に女性が日常的な子どもの世話や料理、洗濯、掃除などを行っており、特に農村女性は家事や家族の世話、農作業に加え、家庭菜園や手工芸品にかかる作業などに追われて多忙である。なおプナカ県における女性農家への聞き取り調査では、家事は夫婦で分担し、家計管理や家庭内の意思決定は夫婦で相談して行うという回答が多かった。

3.1.4 女性による各種サービスへのアクセス

(1) 普及サービス

ブータンでは普及員は全体的に不足しており、農林業省統計によるとほとんどの県で普及員 1 人が 40～70 軒の農家を担当していることが分かる。下表からは、さらに女性普及員の数は限られており、1 人も配属されていない県もあることが分かる。聞き取り調査からは、女性農業者は女性普及員に対して、農業以外の家庭のことなども含めていろいろ相談しやすいことが分かったが、女性普及員自身が現在の居住地や出身地から遠く離れた県への配属を望まないことも多く、十分な数を配置することが難しい状況にある。

表 3-2 普及員の県別配置状況(2015 年 4 月時点)

県	農業普及員		林業普及員		畜産普及員	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
Bumthang	7	2	7	1	0	14
Chukha	6	11	0	16	2	17
Dagana	2	15	1	10	1	19
Gasa	0	5	1	4	0	7
Haa	1	9	0	10	4	13
Lhuntse	0	12	1	6	1	17
Mongar	6	12	1	16	5	21
Paro	6	10	2	12	2	23
Pemagatshel	0	15	0	11	0	22
Punakha	5	13	2	14	1	22
Samdrup Jongkhar	5	9	1	15	1	19
Samtse	7	21	1	12	2	24
Sarpang	8	10	0	13	3	19
Thimphu	6	7	5	4	6	15
Trashigang	5	15	0	1	2	28
Trashiyangtse	0	10	0	11	2	12
Trongsa	5	4	0	13	1	13
Tsirang	2	13	0	16	0	20
Wangdue Phodrang	8	18	3	11	4	23
Zhemgang	0	14	0	10	1	18
計	79	225	19	212	38	366

出所：Ministry of Agriculture & Forests, 2015, Bhutan RNR (Renewable Natural Resource) Statistics 2015

(2) 市場アクセス

山がちで道路整備が進んでいないブータンにおいて、遠隔地における市場へのアクセスは大きな課題となっている。輸出などのために大きなロットで栽培しているものを除き、換金作物は基本的に農家個人がティンプーや近郊の町にある市場などに運搬し、直接販売を行っている。農林業省農業マーケティング・協同組合局（DAMC）や女性農家への聞き取り調査によると、農産品の販売は多くの場合女性が行っているが、これは女性の方が売上管理や販売に向いているという認識に基づくものである。但し、プナカ県の女性農家への聞き取りでは、特に初めの頃はどのように販売すればいいのか分からず、あまり気が進まなかったという声も聞かれた。

なお、農産品のマーケティングはブータンの農林業セクター戦略の一つとして位置付けられており、農林業省第 11 次 5 ヶ年計画（2013～2018 年）においても、農業マーケティング・協同組合局が取り組むプログラムとして、農産品のマーケティングやグループ化を通じた雇用機会の創出と収入向上が掲げられ、農家グループや協同組合の設立と併せて、販路の拡大（市場インフラ整備）やマーケット情報の改善に取り組むことが計画されている。しかしながら、ブータンには女性だけをメンバーとする正式に登録された農家グループや協同組合は存在しないため、DAMC による特に女性のみを対象としたマーケティングや販売支援などは行われていない。また国際農業開発基金（IFAD）がブータン東部 6 県⁴¹で実施した「農業、マーケティングおよび起業推進プログラム（AMEPP）」⁴²においても、マーケティングは 5 つのコンポーネントの一つとして位置付けられ、市場インフラ整備のほか、市場志向型生産やバリューチェーン、マーケット情報、品質管理などに関する能力強化が行われたが、関連活動への女性参加者は 34%に留まり、特に女性だけを支援対象としたコンポーネントも実施されていない。

(3) 金融アクセス

ブータン開発銀行（BDB）担当者からの聞き取りによると、ブータンでは現在 BDB を含む 5 つの商業銀行が貸付業務を行っており、農業分野がそのポートフォリオの約 6 割を占めるとのことであった。BDB は、ブータン国内に 34 の支店、3 つの地域事務所、18 のフィールド・オフィス⁴³を置き、農村部を含む各地で農業ローンやマイクロクレジットを提供している。女性向け商品は貯蓄口座のみで、ローンおよびマイクロクレジットなどの金融商品はなく、土地や家屋などの担保があれば貸付条件などに男女の違いはない。一方、実際の貸付状況（2016 年 10 月時点）をみると、女性顧客 11,893 名（全体 56,205 名の約 21.2%）、女性に対する貸付額約 4 兆ニュルタム（全体 16.6 兆ニュルタムの約 24.1%）となっており、女性と比べて男性の方がより多く金融サービスを利用している。

なお、プナカ県の女性農家への聞き取り調査によると、自分自身が世帯主となっている女性 4 名のうち 3 名が自分名義で、畜産施設や家の改修のための融資をブータン開発銀行から受けていた。しかしながら、家計の資産管理は夫婦で行い、またローンの返済義務に

⁴¹ ルンツェ県、モンガル県、ペマガツェル県、サムドゥブ・ジョンカル県、タシガン県、タシヤンツェ県の 6 県。

⁴² 2006～2012 年にかけて、「生産性の向上や収入向上、経済社会サービスへのアクセス改善を通じた、対象地域における農村貧困家庭の持続的な生計向上」を目標として実施された。

⁴³ うち 7 つが郡フィールド・オフィス、11 が普及フィールド・オフィス。

についても夫婦で負担するものであるため、融資を夫婦のどちらが受けるかについてあまりこだわりはないという意見が多く聞かれた。

3.2 地方行政

3.2.1 ブータンにおける地方行政制度の概要

ブータンにおける地方分権化は、1981年に県（Dzongkag）レベルの県開発委員会設置、1991年に地区（Gewog）レベルの地区開発委員会設置、2002年に行われた初の成人男女の直接無記名投票による地区長選挙を経て、2008年に憲法（第22条地方行政）と地方行政法（Local Government Act）（2009年制定、2014年一部改正）および地方行政細則（2012年制定）が制定される形で進められてきた。また、地方レベルの行政区画は、20の県と205の地区、1,044の村（Chiwog）、いくつかの市（Thromde）に分かれている。上述の地方行政法により、県および地区レベルの委員会メンバーは全て地方選挙により選出されることになり、2011年に初の地方選挙、2016年に第2回地方選挙が実施された。

3.2.2 地方行政レベルにおけるジェンダー主流化の状況

県および地区レベルにおける開発計画策定・実施については、「地方開発計画マニュアル：県・地区レベルにおける年間計画策定のための基準（Local Development Planning Manual: Standards for Annual Planning at Dzongkhag and Gewog Level）」が提示する6つのステップ（1）アセスメントとニーズの特定、2）開発事業の優先順位付け、3）県開発計画と地区開発計画の違い、4）活動計画の策定、5）活動の実施、6）モニタリング・評価）に沿って行うことになっている。計画策定プロセスに女性を巻き込むことや、女性のニーズが男性とは異なる点などが説明され、一定のジェンダー視点は取り込まれているが、特にステップ1)から4)にかけての計画策定過程で活用するための現状分析や優先順位付けのためのツールには、女性のニーズの特定、また男女間で異なるニーズの優先順位付けおよび計画への取り込みに必要なジェンダー視点は十分とはいえない。策定される計画にどの程度ジェンダー視点が盛り込まれるかは不明である。また、ステップ5)から6)についても、事業実施段階における男女間の役割分担やモニタリングを通じた事業の成果やインパクトの把握などによりジェンダー視点を取り込むことで、コミュニティ活動へのより積極的な女性の関与を引き出すことができる。

ダガナ県知事への聞き取り調査によると、予算策定に関し、各集落・地区レベルで策定された計画を盛り込んだ県レベルの開発計画策定の際には、中央レベルと同様、ジェンダーに対応した計画に対して優先的に予算付けを行っているとのことであった。「ジェンダーに対応した計画および予算策定（ガイドライン）」で提示されたアプローチが、今後具体的にどのように地方行政レベルの計画・予算策定プロセスに反映されるか、注視していく必要がある。

また、県・地区レベルにはジェンダー・フォーカル・パーソン（GFP）が配置され、ジェンダー主流化や女性のエンパワメントに関する情報提供や提言を行うことになっているが、その多くが有効な技術支援を行うために必要な知見を有していないため、ジェンダーに関する基本理解と実践的な手法を習得するための継続的な研修機会の提供が求められている。

3.2.3 コミュニティ活動における女性の役割

ブータンでは、コミュニティレベルで行われる会議や活動への女性の参加率は高いと言われている。しかしながら、ダガナ県の住民への聞き取り調査によると、男性は仕事などで忙しいので女性が代わりに参加している、あるいは会議に参加してもほとんどの女性は発言しないといった実態もある。女性がコミュニティレベルの意思決定にどの程度（どのよう）に）関与しているのか、女性のニーズがどの程度理解・反映されているのかなど、ブータンの女性がコミュニティで果たしている役割についての現状分析や、より女性の声が反映されるような意思決定のための仕組み作りやそのための方策を提言するような調査研究は行われていない。

3.2.4 地方行政レベルにおける女性の政治参加の状況

下表は、2011 年と 2016 年に実施された地方選挙における、地区長と副地区長、集落長の候補者と当選者を男女別に示したものである。2016 年の女性当選者数は 2011 年と比べて増加しているが、全体として女性当選者の割合は約 10.1%に留まり、依然として非常に低い。

ブータン王立大学の調査結果によると、女性の政治参加の阻害要因として、政治的な人脈や結びつきの有無、コミュニティにおける伝統的な男女間の役割分担や意思決定パターン、家庭内における男女間の役割分担や父権的な価値観、態度、固定観念に加え、教育レベルが挙げられている。ブータンでは、地方選挙への立候補の条件として、大学卒業資格あるいは機能識字試験の合格が求められるため、多くの女性が試験に合格する自信が持てずに立候補を諦めるケースがある。

第 2 回地方選挙に当選した 2 名の女性地区長への聞き取り調査によると、2 名は元々友人で、今回初めて当選した地区長は立候補にあたり、第 1 回選挙で当選し既に地区長を務めていた友人に相談していたことや、2 人とも元識字教育講師であったことから、日頃から地域で多くの年配の人々と接し、有力者などの信頼を得ていたことが分かった。両名は自分たちが女性も政治家としての資質を備えていることを示すロールモデルとしての役割を担っていることを自覚しており、今後の活躍が期待される。

表 3-3 2011 年および 2016 年地方選挙における候補者・当選者数(男女別)

役職	2011 年				2016 年			
	候補者		当選者		候補者		当選者	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
地区長 (Gup)	21	560	1	204	27	616	2	203
副地区長 (Mangmi)	41	547	10	195	-	-	23	179
村長 (Tshogpa)	145	1,269	87	897	-	-	128	856
計	207	2,376	98	1,296	-	-	153	1,238

出所：Royal University of Bhutan, 2014, *Improving Women's Participation in Local Governance*, Ministry of Home & Cultural Affairs, 2016, *Overview and Details of Elected Local Government (LG) Officials*

また投票率について、2016 年地方選挙の結果(ブータン選挙委員会)をみると、女性 55.3%、男性 56.2%とわずかに男性の方が高い。県別の投票率(表 3-4)をみると、女性の投票率が高かったのはガサ県(中部) 81.4%、ワンデュ・ボダン県(中部) 76.9%、ハ県(西部) 69.7%で、男女の投票率の差が大きかったのは、サムツェ県(西部)の 8.8%(女性 53.3%、男性 62.1%)とブムタン県(東部)の 8.1%(女性 63.2%、男性 55.1%)であった。

表 3-4 2016 年地方選挙における男女別投票率(%)

県	女性	男性	合計
Bhumthang	63.2	55.1	59.4
Chhukha	59.8	64.3	62.1
Dagana	58.6	63.2	60.9
Gasa	81.4	81.0	81.2
Haa	69.7	64.6	67.3
Lhuentse	45.8	40.7	43.4
Monggar	51.8	48.2	50.1
Paro	59.2	57.2	58.3
Pamagatshel	48.5	48.0	48.2
Punakha	67.5	67.9	67.7
S/jongkhar	53.8	53.7	53.7
Samtse	53.3	62.1	57.9
Sarpang	53.8	57.4	55.6
Thimphu	62.4	57.7	60.2
Trashigang	46.3	47.0	46.6
Trashi Yangtse	49.4	51.3	50.3
Trongsa	58.9	54.1	56.6
Tsirang	51.9	58.5	55.3
Wangdue	76.9	72.6	75.0
Zhemgang	50.6	49.4	50.0

出所：Election Commission of Bhutan, 2016, *Second Local Government Election - 2016*
<http://www.ecb.bt/lq2016/#>を基に自主作成

3.2.5 女性のエンパワメント・ネットワーク (Bhutan Network for Empowering Women: BNEW)

女性のエンパワメント・ネットワーク (BNEW) は、第 1 回地方選挙で選出された女性代表のコンサルテーション会議 (2012 年) を契機に設立された市民団体 (CSO、現在正規登録申請中)、女性政治家や候補者のネットワークと能力強化のためのプラットフォームとしての機能を果たしている。BNEW は、第 1 回地方選挙で当選した女性政治家に対するサポートを継続しつつ、選挙結果を詳細に分析した上で、第 2 回地方選挙に向けた女性候補者の発掘と支援 (効果的な演説の仕方や公約の設定など) を行い、第 2 回地方選挙における女性当選者の伸びに大きく貢献した。第 2 回地方選挙のフォローアップについても、レビュー協議とアクションリサーチを実施し、その結果をふまえた形で研修プログラムの内容を見直すことにしている。

NCWC や公共事業大臣、ダガナ県知事などへの聞き取り調査によると、国会議員や県知事を含め、ブータン国内の女性政治家・候補者のほとんどが BNEW の活動に参与している。女性が政治家として求められる資質やスキルを備えるための能力強化を図ることに加え、同じ課題を抱える女性に対するカウンセリングや情報共有の場を提供する BNEW が、ブータンにおける女性の政治参加をより促進していく上で果たす役割は非常に大きい。

3.3 女性の起業家育成・支援

3.3.1 女性の起業家育成・支援に関する政策・計画

(1) 家内・小中規模産業⁴⁴政策（Cottage, Small and Medium Industry (CSMI) Policy 2012）

2012 年に策定された「家内・小中規模産業政策」の概要を以下に示す。特に、女性起業家の育成や支援などに関する記述はない。

ビジョン：	活力に満ち、競争力のある、革新的な家内・中小規模産業（CSMI）の発展を通じた、雇用促進と貧困削減、調和のとれた地域振興
使命：	- 革新さと創造性、積極性のある起業家精神の育成 - CSMI が活力に満ち、外交的で、利益と富を生み出すことができるようになること - CSMI が雇用創出に貢献すること - CSMI が特に農村地域における貧困削減に貢献すること
目的：	新たな CSMI の設立や既存の CSMI の業績や競争力を改善することにより、雇用創出と現金収入を推進すること
戦略目標：	1) 政策環境と制度フレームワークの強化 2) 法的フレームワークと企業環境の強化 3) 金融アクセスの促進 4) 競争力と革新の促進 5) 市場アクセスの改善 6) 雇用促進と起業家支援

(2) 家内・中小規模産業開発戦略（CSMI Development Strategy 2012-2020）

上述の CSMI 政策で設定された 6 つの戦略目標に関し、関連課題の分析とブータン政府が取るべき手段をより具体的に提示しており、女性起業家の支援は戦略目標 6)雇用促進と起業家支援に位置付けられている。

政策：	ジェンダーに関わらず全ての人が最大限経済開発に貢献するために、女性の起業を推進する。
現状分析：	- 男性と比べて女性起業家の数が少ない（CSMI の弱み） - 女性は建設業など伝統的に男性が中心の分野も含めて、様々な分野で起業しており、ブータンではジェンダー的な固定観念による業種選定への制限はなく、女性にも起業の可能性がある。 - 女性が経営する企業が抱える主な課題は金融サービスへのアクセス、交通手段、外国人労働者の雇用⁴⁵ - 女性経営者は男性経営者より非生産的であるという主張には根拠がない。
取るべき手段：	- 女性起業家の特徴や経済・社会・文化的な障壁、態度、ニーズなどに関する定期的な報告書の作成と政策提言 - 女性起業家の年間表彰 - CSMI 女性起業家による国営企業理事会への出席の促進 - 女性の起業を推進するための女性商工会議所の設立 - 女性に対する起業のための研修や教育プログラムの提供 - 女性向けビジネス支援制度設立に向けた実施可能性の分析

⁴⁴ ブータンでは、従業員数と資本金の規模により、家内産業（従業員 1～4 名、資本金 100 万ニュルタム以下）、小規模産業（従業員 5～19 名、資本金 100～1,000 万ニュルタム）、中規模産業（従業員 20～99 名、資本金 1,000 万～1 億ニュルタム）、大規模産業（従業員 100 名以上、資本金 1 億ニュルタム以上）の 4 つのカテゴリーに分類する。

⁴⁵ 但し、これからの課題は女性起業家に限らず、全ての起業家が抱える課題であると補足している。

(3) 家内・小中規模産業（支援）活動計画（2015～2018 年）

CSMI 政策の 6 つの戦略目標ごとに、4 年間の活動計画が策定されており、戦略目標 6) に位置付けられている「女性起業家支援」に関連する活動として、女性起業家の特徴や障壁、ニーズなどに関する調査、女性起業家に対する表彰の実施が計画されている。

なお、経済省家内・小規模産業局への聞き取り調査によると、女性起業家の現状や課題、支援ニーズに関する調査結果は 2016 年末を目途に報告書としてまとめられる予定とのことであった。一方、女性起業家の表彰は既に 2003 年より実施されており、JICA 国別研修「村落コミュニティにおける起業家育成のための能力開発」コースの女性帰国研修員 2 名が、2013 年と 2015 年にそれぞれ年間女性起業家賞を受賞している。

3.3.2 女性の起業の状況

下図は、家内・小規模産業（CSI）経営者の男女別の割合を示したものである。全てのセクターにおいて、男性起業家数が女性起業家数を上回っており、女性の起業家の割合が最も多いのはホテルやレストランなどのサービス業（45.9%）である。

図 3-4 家内・小規模産業経営者の男女別の割合（2016 年 6 月時点）

セクター	女性	男性	その他 ⁴⁶
生産・製造業	31.5%	66.1%	2.4%
サービス業	45.9%	52.8%	1.4%
受託業	29.2%	70.1%	0.7%

出所：Ministry of Economic Affairs, 2016, "Cottage & Small Industry Report 2016"

現時点では、女性起業家のみを対象とした研修などの支援は実施されていない。経済省 CSI 局への聞き取りによると、女性起業家の現状や取り巻く環境、課題、支援ニーズなどについては、上述のとおり同省同局が 2016 年度中に現状調査を実施し、その結果に基づいて女性起業家支援の方向性を検討するとのことであった。また、全国でローンやマイクロクレジットを提供しているブータン開発銀行担当者への聞き取りによると、金融サービスへのアクセスに関する男女差は特になく、女性でも土地や家屋などの担保を有している限り、男性と同様に融資を受けることができる。

3.3.3 ブータン女性起業家協会（Bhutan Association of Women Entrepreneurs: BAOWE）

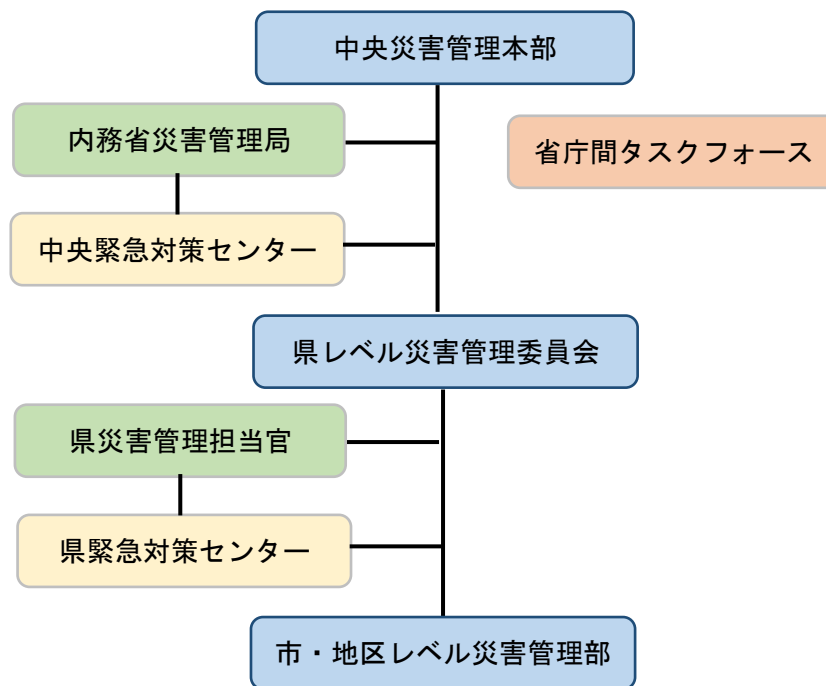
ブータン女性起業家協会（BAOWE）は、社会的意識をもった民間セクター開発と、草の根および小規模企業レベルの女性の起業支援を通じた、貧困削減と女性の自立、さらにはエンパワメントを目的として、2010 年に正式登録された非営利組織（NPO）である。主な活動として、ティンプーとプンツォリンにおける女性向け自由市場の設置・運営や、農村女性の生計向上・生活改善支援に取り組んでいる。ブータン唯一の女性起業家のための支援団体であり、今後資金調達やマーケティングなど女性起業家共通の課題に対する支援プログラムの提供や、女性起業家間の情報共有を促進するようなネットワーク機能を果たすことが期待される。

⁴⁶ 政府、学校、民間企業、協同組合による経営。

3.4 災害リスク削減（Disaster Risk Reduction: DRR）におけるジェンダー視点

3.4.1. 実施体制

ブータンにおける災害管理体制を以下に示す。内務文化省災害管理局への聞き取り調査では、県および地区レベルに配置されているジェンダー・フォーカル・パーソン（GFP）が、地域の災害管理に関与している状況も確認されたが、より明確に実施体制の中に位置付けていくことが期待される。



出所：聞き取り調査を基に自主作成

図 3-1 ブータンにおける災害管理体制

3.4.2. 災害管理に関する法、政策・計画におけるジェンダー視点

- 2013 年に制定された「災害管理法（Disaster Management Act of Bhutan 2013）」には、差別是正措置として、同法下において設立される災害管理委員会（Disaster Management Committee）に女性の代表が適切に関与するよう相当な注意を払うこと（第 13 章 133 項）と、避難・災害対応・救援において、子どもや女性、高齢者、障害をもつ人々に対する特別なケアを行うこと（第 13 章 134 項）が明記されている。
- 「国家災害リスク管理フレームワーク（National Disaster Risk Management Framework）」には、脆弱性の分析にジェンダーを含む社会経済的な視点が入り入れられていないほか、女性の果たすべき役割などに関する記述はない。
- 県レベルの「災害管理計画策定ガイドライン（Dzongkhag Disaster Management Planning Guideline）」には、マッピングを使った脆弱性分析やキャパシティ分析、コンサルテーションなどの手順がまとめられているが、全体を通してジェンダー視点は取り込まれていない。各ステップにジェンダー分析を含めることで、女性の脆弱性はどのようなものか、女性のどのような能力を災害管理に活用することができるか、女性の視点

やニーズが盛り込まれた災害管理計画となっているかをより明確にする必要がある。

3.4.3. ジェンダーに関する法、政策・計画における災害リスク削減（DRR）の視点

- 「ジェンダー主流化ガイドライン（2014 年）」は特定のセクターに関わらず、広く政策策定や事業計画・実施に取り入れるべきジェンダー視点に関するガイドラインであるが、現状分析やコンサルテーションにおける留意点や、男女別データ・情報収集の重要性など、DRR に活用できる点が多い。
- 「ジェンダーに関する国家行動計画（2008～2013 年）」の 7 つの重点分野に DRR は含まれていない。
- ジェンダーと災害管理を 5 つの分野横断的な課題の一つとして捉え、政策提言や事業実施において主流化を図るためのガイドライン（ジェンダー、環境、気候変動、災害管理および貧困主流化ガイドライン）が策定されているが、災害リスク管理とジェンダー視点を合わせることの意義などについての記述はない。
- DRR に関する CEDAW 委員会からの提言として、DRR に関する政策や戦略策定プロセスへの女性の関与や、包括的なジェンダー分析に基づいた DRR 政策やプログラムの実施、DRR プログラムにおける農村女性のニーズの取り込みが指摘されている。

3.4.4. 災害リスク削減（DRR）における女性のニーズの把握状況

ブータンでは、3.4.2 で述べたように、災害管理計画の策定主体である災害管理委員会に女性メンバーを加えることや、避難・災害対応・救援段階における女性のニーズを把握し、取り込むことが災害管理法によって定められている。それらを実践するためには、女性の参画状況に関する情報収集や、ジェンダー分析フレームワークの開発・導入を通じ、より女性の声が計画に反映されるような仕組みの整備と関係者の啓発などが求められる。

内務省災害管理局担当官への聞き取り調査では、県レベルの災害管理計画策定プロセスにおいて、コミュニティのどこに脆弱な人々がいるのかをマッピングし、その上で防災（予防）・避難・救援などの各段階におけるニーズを特定する手順は明確化されており、特に脆弱性の高いグループとして男性のいない女性世帯主世帯などが想定されることを確認した。但し、現場ではまだそうしたアセスメントは行われておらず、アセスメントの結果や女性のニーズの把握・取り込み状況を確認することはできなかった。パロ県で試験導入後、順次、他県にも広めていく予定とのことである。

女性のニーズ把握の好事例としては、地方自治体が被災後 15 日以内に家庭レベルで実施する災害アセスメントの実施ツール（Disaster Assessment Tool: Household Level Assessment）に、ジェンダー視点が取り込まれ、家庭の構成メンバーそれぞれの状況や感じ方を把握できるように質問項目が工夫されている点が挙げられる。特に女性の脆弱性やニーズに関する設問として、妊産婦や授乳期の女性の有無、トイレの設備の有無、入浴設備のプライバシーと安全性、生理用ナプキンの有無、授乳に関する問題の有無、現在居住している場所の安全性（男女それぞれの見解）、子どもの状況（通学、睡眠など）が設定されている。

3.4.5. 災害リスク削減（DRR）における女性の役割

ブータンでは、災害リスク管理に関するコミュニティレベルの情報共有や意思決定に女性も積極的に参加し、避難訓練や実際の避難行動において重要な役割を担っている。経済省水文気象局への聞き取り調査では、女性は地域内の家庭や住民の状況をよく把握しており、また男性は出稼ぎなどで家を空けることが多いため、女性が中心的役割を担うケースが多いとのことであった。

経済省水文気象局担当官によると、JICA の技術協力プロジェクト「氷河湖決壊洪水（GLOF）を含む洪水予警報能力向上プロジェクト」の対象地域では、コミュニティレベルのハザードマップの作成や避難訓練において、女性も拡声器を使って声掛けを行うなどリーダーシップを取りながら、積極的に活動に参加している様子がみられたとのことであった。なお、対象地域の一つであるブムタン県において、2016 年 7 月 26 日に洪水が発生した際にも、住民は事前に策定した避難計画に沿って行動し、人的被害はなかったとのことである。

またブータンでは、気候変動対策と絡めた形で、防災や災害後の復旧に際し、県林業局などによる女性グループによる生計向上活動（暴風により飛ばされた屋根を修復するための木の漬け物作り、土地の劣化を原因とする鉄砲水の発生防止のための植栽と簗作りなど）への支援も実施されている。

4. ブータンにおける開発援助事業実施上の留意点および提言

4.1 JICA 事業におけるジェンダー視点の取り込み状況のレビュー・分析

本件調査において、ジェンダー視点からレビュー・分析を行う対象案件は、実施中の技術協力プロジェクト2件と国別研修1件の計3件である。

4.1.1 技術協力プロジェクト「中西部地域園芸農業振興プロジェクト」

案件名：	中西部地域園芸農業振興プロジェクト Integrated Horticulture Promotion Project in the West Central Region
対象地域：	ワンデュ・ポダン県、プナカ県、チラン県、ダガナ県
実施期間：	2016年1月12日～2021年1月10日（5年間）
相手国機関：	農林省農業局、バジヨ再生可能天然資源研究開発センター
想定される 受益者：	バジヨ再生可能天然資源研究開発センター職員、チラン県ミツンサブセンター職員、各県普及員、パイロット農家、生産団地・種苗生産農家
案件概要：	プロジェクト目標 対象地域の園芸作物生産振興のための体制が整備される。 成果 1) 園芸農業振興のための適正技術が開発される。 2) バジヨ再生可能天然資源研究開発センター、国立種苗センター、民間種苗農家による野菜種子および果樹苗木の生産体制が強化される。 3) 園芸産業振興のための技術研修・普及システムが強化される。 主な活動 1) 適正技術開発のための試験圃場・施設の整備、地域の商業的園芸に適した品種の導入・選定、栽培管理方法・普及マテリアルの開発 2) 育苗生産にかかる適正技術の開発、種苗農家に対する研修、種苗農家のモニタリング・指導、センターの種苗生産機能にかかる指導 3) 技術研修・普及プログラムの作成・修正、研究員・普及員に対する能力強化研修、農家研修、展示農家・果樹/野菜生産団地の設立促進、普及員による普及活動・農家による展示活動のモニタリング・支援
特記事項：	- 本案件の先行案件として、技術協力プロジェクト「東部2県生産技術開発・普及支援計画プロジェクト」（2004～2009年、モンガル県、ルンチ県）と、技術協力プロジェクト「園芸作物研究開発・普及支援プロジェクト」（2010～2015年、モンガル県）が実施されている。
ジェンダー 視点からの 分析内容：	- 詳細計画策定調査報告書（2015年）には、ジェンダーに関し、「農業に従事する女性が多いため、本事業は女性の収入向上にもつながるものである。本事業で実施する研修の参加者に男性・女性がバランスよく含まれるように配慮する」という記載はあるが、対象4県の概要や農家の状況にかかる記述にもジェンダー視点は見られない。結果として、プロジェクトのスコップと関わる可能性のあるジェンダー状況や課題にかかる情報収集および状況把握はなされていない。 - 計画段階に特にジェンダー視点を取り込まなかった理由として、関係者間にブータンの女性の地域は相対的に高く、一般的なジェンダー

	課題は存在しないという認識があったこと、また東部地域で実施された先行案件の経験から、本案件は農家を一つの単位として捉え、農業に従事する個人ではなく家庭全体を支援する事業であるという認識に立っていたことから、農家女性が抱える課題あるいはジェンダー課題に取り組む必要性が認識されていなかったものと思われる。 - 一方で、実施段階においてはいくつかのジェンダー視点に立った取り組みや対応がみられる。まず、2016年6月に行われたベースライン調査においては、多くの設問について男女別の情報・データを収集していた。そのため、特に世帯主の男女比や男女の教育レベルの違いなどから、対象地域4県のうち、ワンデュ・ポダン県、プナカ県と、チラン県、ダガナ県におけるジェンダー関係、あるいは女性の置かれている状況が異なる可能性があることが把握されている。 - これから実施する農家研修に関しては、各農家からの参加者の男女比や女性参加者と男性参加者の研修におけるパフォーマンスや態度の違い、さらに研修終了後の男女それぞれの参加者による反応の違い等、適宜フォローを行う予定とのことであった。
提言：	1) プロジェクト活動を実施するにあたり、引き続き研修参加者の男女比や研修への取り組み方、研修後の成果の活用の仕方などについて、明確な違いや変化が表れていないかフォローし、プロジェクトとして必要な対応がないか留意する。 2) ベースライン調査で既にその傾向が把握されていた、ワンデュ・ポダン県、プナカ県と、チラン県、ダガナ県におけるジェンダー関係や女性の置かれている状況への留意は特に重要である。本調査においても、ネパール系住民の割合が非常に高いチラン県とダガナ県については、ジェンダー関係や女性の立場がブータンの他の地域とは異なり、ヒンドゥー教や父権社会の影響を強く受けていることを確認している。そのため、先行案件の対象地域であった東部地域や、本案件の他の2つの対象地域（ワンデュ・ポダン県、プナカ県）とは異なった社会文化的な慣習を持った地域であることを念頭に、同地域における活動（特に同地域の農家女性を対象とした研修）実施の際には、適切な対応が必要となる可能性が高い。 3) 農家研修に誰が参加するかは各家庭の判断に任せているとのことだが、毎回一定の女性が研修に参加していることをふまえ、研修の実施場所や時間帯、長さなど、農作業以外にも家事や家族の世話で多忙な女性がより参加しやすい条件を整えることが望ましい。 4) プロジェクトの活動実施にあたっては、可能な限り女性の研究員や農業普及員を巻き込むことで、プロジェクトとして女性農家のニーズや状況を把握したり、あるいは女性農家が意見を出しやすい環境を提供することが望ましい。 5) ベースライン調査において、ジェンダー視点から基本的に収集すべき指標をサブセクター課題ごとに整理しておくこと、プロジェクト専門家への負担やデータの取りこぼしの可能性を回避できる。

4.1.2 技術協力プロジェクト「住民関与を目指した地方行政支援プロジェクト」

案件名：	住民関与を目指した地方行政支援プロジェクト Project on Support for Community Engagement in Local Governance
対象地域：	ブナカ県、ダガナ県、モンガル県
実施期間：	2015年8月20日～2018年11月19日（3年3ヵ月）
相手国機関：	内務文化省地方行政局
対象 ターゲット：	セクター別ユーザーグループ、CBO（コミュニティ組織）、 世帯代表者の寄合、コミュニティ・グループ
案件概要：	プロジェクト目標 コミュニティ・グループのオーナーシップと行政参画強化のためのメカニズムが確立する。 成果 1) コミュニティの行政参画モダリティが強化される。 2) コミュニティの行政参加促進にかかる地方行政官およびコミュニティ・グループの能力が強化する。 3) 地区の情報共有機能が確立する。 活動 1) コミュニティによる行政参画を促進するためのセミナー・ワークショップ、ベースライン調査等を通じたコミュニティ開発プロジェクト実施のためのガイドラインの策定 2) 地方行政官を対象としたコミュニティ開発に関する研修指導者養成研修（ToT） 3) モデル地区への視察、対象地区における経験共有ワークショップ
特記事項：	- 本案件の先行案件として、技プロ「地方行政支援プロジェクト フェーズ1」（2004～2006年、ハ県、ブムタン県、タシガン県）、技プロ「地方行政支援プロジェクト フェーズ2」（2007～2010年、ティンプー県、タシヤンツェ県、チラン県）、技プロ「地方行政支援プロジェクト フェーズ3」（2011～2014年、ティンプー、チュカ県、トンサ県、ペマガツェル県）が実施されている。
ジェンダー 視点からの 分析内容：	- 本案件の先行案件において、プロジェクトが作成支援する研修カリキュラムへのジェンダー視点の取り込みが提言されているが、特に関連した取り組みは行われていない。地方行政制度そのものが流動的なタイミングで、地方行政官向けの研修カリキュラムにいかに関ジェンダー視点を入れるかは判断が難しかったと思われる。 - 本フェーズの計画段階において、新しいスコープにジェンダー視点を取り込むことの意義や有効性が関係者間で共有あるいは合意されておらず、特に具体的な議論がなされていなかった。 - 本フェーズにおいても引き続き地方行政官を対象としつつ、コミュニティ開発に関する能力強化を行うにあたっては、開発計画や予算策定におけるジェンダー主流化を推進しているブータンの現状に鑑み、研修カリキュラムにジェンダー視点を取り込む必要性は高い。 - 2016年3月にローカルコンサルタントに委託する形でベースライン

	調査を実施しているが、対象地域の概況やコミュニティレベルにおけるグループ活動や意思決定プロセスの分析に、ジェンダー視点が取り込まれていないため、女性の置かれている状況や立場、役割、責任、ニーズ、関心、障壁などが十分に把握されていない。今後改めて実施されるベースライン調査に、対象地域におけるコミュニティのジェンダー状況や関連課題の分析を含めることで、ジェンダー視点を取り込んだコミュニティ開発のあり方やその実践方法を、より具体的に研修内容に取り込むことが可能になると思われる。
提言：	1) コミュニティ開発事業に関する研修内容を検討する際に、女性のニーズの把握や取り込み、コミュニティレベルの意思決定プロセスへの女性の関与促進など、可能な限りジェンダー視点を取り込むことで、ブータン政府が推進する開発計画・予算策定のジェンダー主流化のコミュニティレベルでの実践例を提示することができる。ジェンダー視点の入れ込みが難しい場合にも、少なくともベースライン調査ではコミュニティレベルにおける女性の役割や責任、ニーズ、関心、障壁、意思決定への参加の度合いなどについて十分な情報収集を行い、プロジェクト活動を実施する上での対応事項に繋げるとよい。 2) 対象地域 3 県のうちダガナ県については、上述の「中西部地域園芸農業振興プロジェクト」への提言 2)と同様、女性の置かれている状況やジェンダー関係により一層の留意が求められる。また、プナカ県とモンガル県についてもそれぞれの地域社会の特徴を把握し、各対象地域へのアプローチを変える必要があることを念頭におく必要がある。 3) 対象地域の一つであるダガナ県は、全国 20 県のうち女性県知事が配属されている 2 県のうちの 1 県であり、かつ全国 205 地区のうち 2 名しかいない地区長兩名を選出した地域であることから、ブータンにおける重要なジェンダー課題の一つである女性の政治参加またはリーダーシップ推進を主導していくことが期待される地域である。本案件の実施にあたっては、プロジェクトコミュニティ・グループの活動により女性が積極的に関与するように支援したり、地域の女性リーダーに能力強化の機会を提供することで、こうした課題の解消にもプロジェクトが寄与し得ることを念頭におく必要がある。 4) 地方行政官を対象とする ToT において、コミュニティ開発事業の計画策定・実施を扱うにあたっては、既存の「地方開発計画マニュアル：県・地区レベルにおける年間計画策定のための基準（Local Development Planning Manual: Standards for Annual Planning at Dzongkhag and Gewog Level）」を参照すると推量するが、本報告書 3.3.2 でも述べたように同マニュアルの分析ツールにはジェンダー視点が十分取り込まれていないため、活用の際には留意が必要である。可能であれば、対象地域の女性の現状や意思決定プロセスへの女性の関与状況などをふまえた上で、プロジェクトとしてジェンダー視点に立った計画・実施プロセスや分析ツールを提示することが望ましい。また、中央レベルで既に導入されている「ジェンダーに対応した計画および予算策定（ガイドライン）」で提示されたアプローチが、今後

	具体的にどのように地方行政およびコミュニティレベルの計画・予算策定プロセスに反映されるかを注視しつつ、プロジェクトとしてコミュニティレベルにおけるジェンダー主流化の実践例を提示していく必要性は高い。
--	---

4.1.3 国別研修「村落コミュニティにおける起業家育成のための能力強化」コース

案件名：	村落コミュニティにおける起業家育成のための能力強化 Community Entrepreneurial Capacity and Rural Enterprise Development
実施期間：	2014 年～2017 年（3 年間）
相手国機関：	経済省家内工業・小規模産業局
対象機関：	経済省家内工業・小規模産業局、内務・文化省地方行政局、 農林省農業マーケティング協同組合局、経済省地域交易・産業室、 政府観光局企画・計画部、地方行政府、民間起業家など
案件概要：	プロジェクト目標 家内・小規模産業（CSI）の利益と成長を目的とした家内・中所規模産業（CSMI）戦略と行動計画を効果的に実践するための人材が育成される。 成果 1) 地域経済発展のためのコミュニティ能力開発の概念を理解する。 2) 事業の計画・評価手法を理解する。 3) ブータンにおける CSMI 戦略やアクションプランを実施するための行動計画案を作成する。 4) 一村一品運動のコンセプトを理解する。 5) タイにおけるコミュニティ能力開発の理解を深める。 6) ブータンにおける CSMI 戦略やアクションプランを実施するための提言を取りまとめる。 活動 日本（熊本県）およびタイにおける研修を通じた講義、視察、討議
特記事項：	本案件は女性の経済的エンパワメント支援に焦点を絞った研修コースではないが、毎年多くの女性起業家を研修員として派遣し、また帰国後のフォローアップ活動としてそうした女性起業家に対する支援も実施している。
提言：	1) 過年度と同様に、研修員のジェンダーバランスに配慮し、ポテンシャルのある女性の起業家を研修員に含めることで、より研修成果を高めることができる。 2) 帰国研修員の中には、それぞれの事業を順調に経営している女性起業家が複数いることから、彼女たちをリソースパーソンとして、女性起業家または起業希望者を対象とした研修成果の共有セミナーなどを、フォローアップ活動を通じて実施することで、本研修の成果をより多くの女性起業家にも広めることが期待される。その際には女性起業家支援に取り組む市民団体であるブータン女性起業家協会（BAOWE）や、経済的エンパワメント支援として女性に対するスキル研修などを

	実施しているブータン国家女性協会（National Women's Association of Bhutan: NWAB）などと積極的に連携することが望ましい。 3) コース更新にあたっては、研修員に様々なインスピレーションを与えている女性起業家の訪問は必ず含めると共に、女性起業家の課題やニーズを特定・分析するための手法の習得や、日本における女性起業家支援の仕組みと事例の紹介など、女性起業家支援をより具体的に進めるために必要な知見やスキルを、一部研修の中で扱うことも一考の余地がある。また、起業家支援にかかる施策や実施体制を学ぶ行政官向けモジュールと、より実践的な技術スキルを学ぶ起業家向けモジュールを分け、両者が共通で学ぶべきコア以外は実施時期をずらすなど、より研修員の異なるニーズに合ったプログラムを提供することが求められる。
--	--

4.2 ジェンダー視点からみた今後のセクター支援にかかる提言

4.2.1 農業・農村開発

ブータンでは農業従事者の女性の割合が増加傾向にあり、農林業省としても女性を主体とした農業振興への対応の必要性を認識している。今後、本分野におけるジェンダー視点に立った案件形成あるいは支援コンポーネントの検討にあたっては、女性が使いやすい農業機械の導入や、主に女性が担っている農産品の販売・マーケティングにかかる能力強化支援など、女性の置かれている状況や果たしている役割、ニーズをふまえた上で、適切に課題とその解決策を見極める必要がある。また現地調査時には、正式に認可された女性協同組合や女性グループはないとのことであったが、様々な援助機関や NGO から支援を受けるなどして、草の根レベルで活動している女性の自助グループは存在しており、特に村落部における生計向上および女性の経済的エンパワメントの観点からも、そうした女性グループに対する支援ニーズは高いものと思われる。まずは農産品や加工品などを生産・販売している女性グループの実態調査を行い、支援ニーズを特定した上で、NGO との連携を含めて案件形成の可能性を探る意義は高い。

4.2.2 小規模産業育成

小規模産業育成に関し、特に女性起業家支援はブータン政府が掲げる家内・中小規模産業開発戦略や計画において明確に位置付けられているにもかかわらず、現地調査時点で同課題を支援する援助機関はおらず、その支援ニーズは極めて高い。こうした状況において、女性起業家に対象を絞った支援の方向性や内容を検討する意義は高く、まずは経済産業省家内工業・小規模産業局が実施している実態調査の結果をふまえ、女性起業家の現状や取り巻く環境、課題、障壁、支援ニーズなどを把握することが肝要である。さらに、上述の家内工業・小規模産業局を支援する形で、ポテンシャルがありかつ女性起業家が比較優位を持つ分野や製品の特定など、女性起業家に対する支援アプローチをより具体的に判断するためのアセスメント調査を実施し、今後の支援の方向性を定める判断材料とすることが望ましい。

また今後のブータンにおける女性起業家支援の展開においては、同国で唯一の市民団体であるブータン女性起業家協会（BAOWE）が、より中心的な役割を担うことが期待される

ことから、同協会に対する女性起業家支援プログラムの充実や実施運営能力の強化、またブータン国内の女性起業家ネットワークの構築などにかかる技術支援のニーズは高い。また BAOWE は南アジア地域協力連合女性起業家評議委員会（SAARC Chamber Women Entrepreneurs Council）および南アジア女性開発フォーラム（South Asian Women Development Forum）のブータン代表組織を務めており、近隣諸国における女性起業家支援の動向に関する情報収集や相互交流などを行える立場にあることから、研修やスタディツアー、フォーラムの開催などを通じ、類似組織との域内連携推進の後押しをすることも一考の余地があると思われる。

4.3 ジェンダー視点からみたブータンにおける事業実施上の留意点

ブータンでは一般的に女性の地位は相対的に高く、ジェンダー格差または不平等は存在せず、ジェンダー課題はないという認識が強い。しかしながら、ブータン政府や国連などの援助機関の取り組み状況からみても、ブータンにおけるジェンダー主流化支援や各開発援助事業におけるジェンダー視点統合の必要性は高い。特に農村部と都市部の違いに加え、地域によって家庭やコミュニティにおける女性の地位や、男女間の役割分担が異なることを念頭に、事業実施にあたっては対象地域の社会経済状況を十分に把握した上で、ジェンダー・ニーズを特定する必要がある。

4.4 ジェンダー主流化や女性のエンパワメントを主眼に置いた案件形成にかかる提言

(1) ジェンダー・フォーカル・パーソン（GFP）への研修機会の提供

中央省庁に加え、県および地区レベルへの配置が進んでいるジェンダー・フォーカル・パーソン（GFP）の能力強化は、今後のブータンにおけるジェンダー主流化推進に不可欠な要素の一つである。NCWC と協議・連携の上、本邦研修や現地国内研修などのスキームを活用し、より包括的な研修プログラムを提供することで、JICA としても各県・地区の GFP とのネットワークを構築し、様々なセクターにおける事業の計画・実施・モニタリングなどに必要な情報・データを入手しやすくなることも期待される。

(2) 女性のエンパワメント支援を行っている NGO 等との連携強化

ブータンには政府機関と連携しながら、積極的かつ効果的に女性のエンパワメント支援を実施している団体が複数存在する。RENEW のように女性に対する暴力に関する専門的な知見やノウハウを備えている団体や、Tarayana 財団のように草の根レベルでの活動のノウハウを豊富に持っている団体、また BNEW のようにアドボカシー活動に長けている団体など、それぞれの団体の特徴をふまえつつ、連携を強化していくことが望ましい。

(3) 国民総幸福（GNH）調査結果のジェンダー分析および政策提言支援

現在の国民総幸福（GNH）調査において、ジェンダー平等というコンセプト自体は、9つの領域および関連指標のどれにも反映されていないが、多岐にわたる質問回答を個別に相当数の男女別サンプルから取っていることから、関連する設問について若干の改善を図ることで、よりブータンのジェンダー状況の把握に繋がる情報収集が可能になると思われる。また既存の設問のうち、特に時間の使い方や家計の収入や財産に関する設問について

は、家庭内の家事分担や負担、土地や家屋、家畜の所有を含む財産所有の実態などをジェンダー視点から分析することの意義は高いと思われる。GNH 調査の結果は、これまで特定テーマの視点から分析されたことはなく、2015 年の GNH 調査結果についてジェンダー視点から改めて分析を行い、さらに有効なジェンダー主流化政策に繋がる政策提言に繋げていくことの意義は大きい。

5. 国際機関、NGO、その他の機関のジェンダー・女性支援事業

5.1 国際機関

5.1.1 国際連合（国連）機関

ブータンでは、2008 年より国連機関による支援の一貫性を高めるための「一つの国連」(Delivering as One: DaO) アプローチが取り入れられ、複数の国連機関が共通の国連開発援助枠組み (United Nations Development Assistance Framework: UNDAF) に沿った形で支援を実施している。現在は「2014～2018 年 UNDAF ブータン一つのプログラム (Bhutan One Programme 2014-2018)」の下、19 の機関⁴⁷が 4 つの目標 (持続的な開発、重要な社会サービス、ジェンダー平等と子どもの保護、ガバナンスと参加) に沿って活動を実施している。

目標 3「ジェンダー平等と子どもの保護」では、ジェンダー平等に関する目標として、女性の参加とリーダーシップを推進するために、高等教育や職業訓練、雇用、政治参加における明確な男女格差と女性に対する暴力への対処と、ジェンダー課題に対応した活動を実施するためのジェンダー予算戦略の開発と実施が目指されている。以下に、目標 3 に掲げられた成果指標のうち、ジェンダー平等に関するもののみをまとめる。

関連機関	成果指標	予算
目標 3: 2018 年までに地域社会や組織におけるジェンダー平等、エンパワメント、女性（と子ども）の保護を推進する。		
UN Women UNDP UNFPA UNICEF, WHO	1. ジェンダー課題に対応して策定された法律・政策数 2. 女性に対する暴力の件数 3. 家庭内暴力を受けた女性の報告の割合 4. CEDAW 委員会からの提言の政策反映 5. 家庭内暴力防止法 (2013 年) 適用のための予算措置	9 百万 米ドル
目標 3.1: 女性（と子ども）の権利と保護を前進させるための法的・政策環境の強化		
UN Women UNDP UNICEF	1.1 ブータン政府による質の高い CEDAW 定期報告書の提出 1.3 規定手順に従い、女性に対する暴力を特定し、家庭内暴力防止細則を実践する能力のある政府機関と NGO の数	-
目標 3.2: 省庁、自治組織、NGO における予算・戦略を伴ったジェンダー主流化の推進		
UN Women UNDP, UNFPA UNICEF, WHO	2.1 予算を伴ったジェンダー主流化のための戦略を有する主要省庁、自治組織、NGO、民間企業の数 2.2 実施されたジェンダー主流化に関するレビュー数	-
目標 3.3: 男児、男性、女児、女性によるジェンダーに基づく暴力 (Gender-Based Violence: GBV) の防止と削減のための意識と積極的な態度の醸成		
UN Women UNDP, UNFPA UNICEF, WHO	3.1 メディアを通じて報道されたジェンダーに基づく暴力 (GBV) に関する報告数 3.2 GBV の特定を行う保健センター数 3.3 地区レベルのサービスセンター数 (シェルターなど) 3.4 GBV の防止と特定に積極的な組織の数 3.5 GBV を特定のためのカウンセラーを配置したネットワーク・グループの数 3.6 適切な支援サービスに言及した報告事例の割合 3.7 GBV 撲滅に積極的に取り組む男性・男子の割合	-

⁴⁷ 国連食糧農業機関 (FAO)、国連開発計画 (UNDP)、国連児童基金 (UNICEF)、国連人口基金 (UNFPA)、国連世界食糧計画 (WFP)、世界保健機関 (WHO)、国際農業開発基金 (IFAD)、国連合同エイズ計画 (UNAIDS)、国連資本開発基金 (UNCDF)、国連貿易開発会議 (UNCTAD)、国連環境計画 (UNEP)、国連教育科学文化機関 (UNESCO)、国連人間居住計画 (UN-HABITAT)、国連工業開発機関 (UNIDO)、国連人道問題調整事務所 (UN OCHA)、国連薬物犯罪事務所 (UNODC)、国連プロジェクト・サービス機関 (UNOPS)、UN Women、国連ボランティア計画 (UNV) (以上、UNDAF2014-2018 の署名順)

特に UN Women は、CEDAW 報告・実施支援としてこれまで CEDAW 報告書の作成支援、CEDAW 委員会への報告支援、CEDAW 委員会からの提言の翻訳、NCWC による CEDAW 提言の実施状況モニタリング（女性に対する暴力、特に家庭内暴力および人身取引）に取り組んでいる。また、「女性の政治的リーダーシップとジェンダー課題に対応したガバナンス」に関する地域プログラムの一環として、NCWC や国民総幸福委員会（GNHC）、財務省予算局、内務文化省地方行政局に対し、地方行政における女性の役割に関する調査研究・能力強化やジェンダー予算に関連する技術支援を提供している。

5.1.2 アジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）

アジア開発銀行（ADB）は、ブータンに対する国別パートナーシップ戦略（Country Partnership Strategy: CPS）（2014～2018 年）において、1)包括的な経済成長、2)環境の持続可能性、3)地域間協力と統合を戦略領域とし、それらの変革を推進するテーマの一つにジェンダー平等と主流化を掲げている。具体的には、2014 年にブータンのジェンダー主流化の状況を包括的に分析した報告書「特定セクターにおけるジェンダー主流化分析（Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors）」を作成したほか、2011 年以降、継続してジェンダー・フォーカル・ポイント・ネットワークを含む NCWC の能力強化支援に取り組んでいる。以下に、ADB による技術協力を通じた女性支援案件 2 件の概要を示す。

(1) 技術協力「ジェンダー平等のための地方分権化における協力とパートナーシップ」

実施期間：	2016 年 1 月～2019 年 1 月（実施中）
予算：	1.5 百万米ドル（貧困削減日本基金（JFPR）による）
目標：	民間セクターや NGO と協力しながら、ジェンダー平等にかかる課題に対応し、サービスを提供する行政能力を強化すること
成果：	1) 地方レベルでジェンダー平等を達成するための NCWC の能力強化 2) 女性と脆弱な人々のニーズを把握した官民連携プログラムの設立 3) 対象自助グループの生産技術と市場アクセスのための能力向上
備考：	- NCWC に実施ユニット（PMU）、コンサルタント備上、NGO 再委託 - 自助グループへの主な支援～籐や竹細工、織物の新製品・デザイン開発、乾燥果樹・野菜、蜂蜜、カルダモン、牛乳、養鶏などの加工技術向上と市場拡大、県レベルの農家ショップへの製品マーケティングなど

(2) 技術協力「女性・女兒のための経済機会の拡大」

実施期間：	2011 年 5 月～2015 年 7 月（終了済み）
予算：	1.95 百万米ドル（貧困削減日本基金（JFPR）による）
目標：	生計向上と雇用機会を得るための能力強化を通じ、対象地域（都市/農村部）における脆弱な女性・女兒の経済状況を改善すること
成果：	1) 国家ジェンダー活動計画（NPAG）の経済開発分野の活動を実施するための NCWC と労働人的資源省（MoLHR）の能力向上 2) 女性と女兒のための経済機会促進のための NGO の能力強化 3) 女性や女兒、自助グループが経済活動を継続し、村落スキル開発プログラム（VSDP）と実習プログラム（ATP）を通じた能力向上
備考：	- 村落スキル開発プログラム（VSDP）～受講者 386 人（女性 254 名）。縫製、理容、刺繍、家電の修理、伝統絵画に関するコースを提供。 - 実習プログラム（ATP）～受講者 829 人（女性 543 名）。観光業、サービス業、小売業、その他デザインおよび小規模・家内産業に就業。

5.2 二国間援助

オーストリア開発機構（Austrian Development Agency: ADA）は、スイス開発協力庁（Swiss Development Cooperation: SDC）との共同実施による「法律セクタープログラム支援（2014～2018 年、Contribution to the Legal Sector Programme）」において、法務関係者や市民団体などの啓発と能力強化を通じた、家庭内暴力の被害者や脆弱な状況にある子供たち、また障害のある人々など、特に女性や社会から取り残された人々への裁判への平等なアクセスの提供に取り組んでいる。

5.3 非政府組織（NGO）など

(1) RENEW (Respect, Educate, Nurture and Empower Women)

2004 年、王太后 Sangay Choden Wangchuck により、特に家庭内暴力（DV）やジェンダーに基づく暴力（GBV）に留意する形で、女性や女兒に対する支援とエンパワメントを行うための非営利組織（NPO）として設立された。「暴力のない幸せな社会」をビジョンに掲げ、「ブータン社会において、女性や女兒が社会・経済的に自立した人間として生活するための能力強化を図り、特に不利な条件下にある女性や女兒の生活改善を図ること」を目指す。具体的には、DV や GBV の原因となる状況や社会の全てのレベルにおけるジェンダー不平等に対する理解促進と、特に DV や性的暴力の被害者となった女性・女兒に対する必要なケア・サービスと新たな生活のための機会の提供を行う。

暴力の被害を受けた女性・女兒に対する支援として、家族あるいは個別のカウンセリングサービス、コミュニティベースの被害者支援ネットワーク（8 県）、被害を受けた子どもに対する奨学金、緊急シェルターサービス（24 時間）、無料法律相談サービス、生計向上のためのスキル研修（機織りや洋裁、食品加工など）を提供している。また、女性が自分自身の権利について十分理解していないことと、ブータン社会における家庭内暴力や性的暴力に対する沈黙の文化に着目し、女性を対象とした啓発活動を通じた、女性の権利、権利を侵害された場合の法的手段（告訴の手順など）、補償、保護などの理解促進を図っているほか、県行政官や警察官を対象としたジェンダーに基づく暴力に対する適切な対応方法に関する研修などを実施している。

(2) Tarayana 財団

2003 年、王太后 Ashi Dorji Wangmo Wangchuck により、ブータン社会において最も脆弱な状況にあるコミュニティの生活改善支援を行う市民団体（CSO）として設立された。「幸せで豊かなブータン」をビジョンに掲げ、「脆弱なコミュニティの住民が新しいスキルを身に付けることにより、自立や相互扶助の重要性を推進し、生活改善を図ること」を目指す。同財団担当者への聞き取り調査によると、同財団は包括的なコミュニティ開発アプローチを重視し、特に女性支援を掲げているわけではないが、脆弱な個人や地域社会に対する生活改善および生計向上支援の受益者のほとんどが女性となっている。全国に配置されたフィールド・オフィサーを中心に、幹線道路から遠く離れた僻地を含む農村部において、主に 1)社会開発プログラム（住居の改善などを通じた脆弱性の解消、奨学金などを通じた学習機会の提供、水力発電や改良かまどの導入）と、2)経済開発プログラム（生計向上活動、

スキル研修、市場開拓）を展開している。

経済開発プログラムに関しては、2015年12月までにブータン各地で137の自助努力グループが形成され、1,843名のメンバーが野菜・ハーブ栽培や養鶏、農産品加工、機織り、木工、籐・竹製品、染め物、陶器などを通じた生計向上活動に取り組んでいる。グループが活動を開始するにあたり、財団から元金として5,000～10,000ニュルタムが提供され、その後はメンバーがそれぞれ事前に合意した金額を積み立てる形で、グループ活動を継続している。スキル研修としては、農業生産や加工品作り、また様々な手工芸品の製作に必要な技術の習得のほか、商品の包装やラベル作り、財務に関する基礎能力に関するコースが提供されている。なおマイクロクレジットについては、2013年より一時提供を中止している。

(3) ブータン女性起業家協会 (Bhutan Association of Women Entrepreneurs: BAOWE)

本報告書3.3.3でも触れたとおり、ブータン女性起業家協会 (BAOWE) は、2010年に女性起業家 Ms. Damchae Dem により、貧困削減と女性の自立およびエンパワメントのための女性起業家支援（農村女性の生活向上支援も含む）を目的に設立された非営利団体 (NPO) である。「貧困削減や女性の自立、さらには女性の経済的エンパワメントを実現するために、社会的意識の高い民間セクター開発と、草の根および小規模企業レベルの女性起業家の育成」に取り組むことを使命としている。また、南アジア地域協力連合女性起業家評議委員会 (SAARC Chamber Women Entrepreneurs Council) および南アジア女性開発フォーラム (South Asian Women Development Forum) のブータン代表組織となっている。

様々な国際機関や市民団体から業務委託または資金援助を受ける形で、生計向上のための草の根レベルの女性クラスター支援や、都市部の女性向け自由市場の設置・運営（ティンプーおよびプンツォリン）、付加価値化や加工、マーケティングにかかる能力強化、マイクロクレジット、女性向け事業の発掘・商品マーケティングなどに取り組んでいる。

(4) 女性のエンパワメント・ネットワーク (Bhutan Network for Empowering Women: BNEW)

本報告書3.2.5でも触れたとおり、女性のエンパワメント・ネットワーク (BNEW) は、2012年3月、第1回地方選挙で選出された女性代表のコンサルテーション会議の成果として設立された（現在登録申請中）、ブータンにおける女性の政治参加を推進するための市民団体 (CSO) である。設立当初は、選出された女性代表のためのネットワーク組織として認知されていたが、政治参加に関心があるまたは意欲がある、資質がある、そして落選してしまった女性を排除しないように、女性のエンパワメントのためのネットワークとなった。より多くの女性が政治参加に触発され、国会議員選挙や地方選挙で政治家として選出されることを目指し、女性政治家や候補者の能力強化と情報共有のためのネットワーク作り、女性のリーダーシップとエンパワメントに関するアドボカシーや広報活動、女性の政治参加の状況と課題を把握するための選挙結果の分析などに取り組んでいる。

6. ジェンダー関連情報

6.1 関連機関／組織・人材リスト

名称	特徴
女性と子どものための国家委員会 (NCWC)	ブータンのジェンダー主流化推進のためのナショナル・マシナリー（政策提言、計画策定など）
Lyonpo Dorji Choden、公共事業大臣	ブータン初の女性大臣。NCWC の議長も務める。
内務文化省(MoHCA) 地方行政局	地方行政における女性の参加促進・リーダーシップ支援、フォーカルパーソンの配置あり。
経済省(MoEA) 家内・小規模産業局	女性起業家に対する支援。実施中の実態調査を基に、今後の支援内容を検討予定。
内務文化省(MoHCA) 災害管理局	災害リスク削減（DRR）におけるジェンダー主流化、フォーカルパーソン配置なし
Dasho Phintsho Choeden ダガナ県知事	（20 県中）2 名の女性知事のうちの 1 名。元 NCWC 事務局長。
Ms. Namgay Pelden Namchella 地区長、ダガナ県	（205 名中）2 名の地区長のうちの 1 名。2011 年地方選挙に続いて再選。元識字教育講師。
Ms. Pema Wangmo Tamang Geserling 地区長、ダガナ県	（205 名中）2 名の地区長のうちの 1 名。2016 年地方選挙において初当選。元識字教育講師。

6.2 関連文献リスト

文献名	著者	発行年	入手元
ジェンダー主流化関連・政策・ガイドライン			
Gender Responsive Planning and Budgeting in Bhutan	UN Women	2016	UN Women ウェブサイト
Gender Mainstreaming Guideline	NCWC	2014	NCWC ウェブサイト
National Plan of Action for Gender 2008-2013	GNHC, NCWC	-	NCWC ウェブサイト
家庭内暴力防止法案			
Domestic Violence Prevention Act 2013	ブータン政府	2013	NCWC ウェブサイト
Domestic Violence Prevention Rules and Regulation	ブータン政府	2015	NCWC ウェブサイト
NCWC 関連			
NCWC パンフレット	NCWC	-	NCWC より提供
NCWC 年次報告書（2013～2014 年）	NCWC	2014	NCWC より提供
CEDAW 関連			
8 th and 9 th Combined CEDAW Periodic Report	ブータン政府	2015	NCWC ウェブサイト
Concluding Observations on the 8 th and 9 th CEDAW Report	CEDAW	2016	OHCHR ウェブサイト
7 th CEDAW Periodic Report	ブータン政府	2007	NCWC ウェブサイト
Concluding Observations on the 7 th CEDAW Report	CEDAW	2009	NCWC ウェブサイト
Initial to 6 th Combined CEDAW Periodic Report	ブータン政府	2003	NCWC ウェブサイト
Concluding Observations on the Initial to 6 th CEDAW Report	CEDAW	2004	NCWC ウェブサイト
CEDAW: An Updated Summary of the Report	ブータン政府	2003	JICA 事務所より提供
ジェンダー主流化および女性の現状に関する調査報告書			
Bhutan Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors	ADB	2014	NCWC ウェブサイト
Gender at a Glance	NCWC	2014	NCWC ウェブサイト
Bhutan Gender Policy Note	World Bank	2013	NCWC ウェブサイト
Improving Women's Participation in Local Governance	ブータン王立大学	2014	ブータン王立大学 ウェブサイト
Study on Women's Political Participation in 2011 Local Government Election	-	-	NCWC ウェブサイト
Study on Gender Stereotypes and Women's Political Participation	NCWC	2008	NCWC ウェブサイト
Study on Situation of Violence against Women in Bhutan	-	-	NCWC ウェブサイト
Gender and Employment Challenge in Bhutan	NCWC	2008	NCWC ウェブサイト
Global Gender Gap Report 2015	世界経済フォーラム	2015	世界経済フォーラム ウェブサイト
Social Institutions & Gender Index (SIGI): Bhutan	OECD 開発センター	-	OECD SIGI ウェブサイト

7. 用語・指標解説

【用語】

性別とジェンダー (Sex and Gender)	性別は女性と男性の生物学的な特徴を指し、ジェンダーは社会的に定められた「男女はこうあるべき」という考え方や実践を指す。(BRIDGE, 2000, “ <i>Gender and Development: Concepts and Definitions</i> ”)
ジェンダー主流化 (Gender Mainstreaming)	ジェンダーにかかる能力や透明性の構築を通じて、組織の方針や活動全ての側面にジェンダーの視点を取り込む組織的な戦略。(BRIDGE, 2000, “ <i>Gender and Development: Concepts and Definitions</i> ”)
ジェンダー・ニーズ (Gender Needs)	(女性としての) 同じジェンダー経験に基づいて特定される女性共通のニーズ。(BRIDGE, 2000, “ <i>Gender and Development: Concepts and Definitions</i> ”)
女性のエンパワメント (Women’s Empowerment)	女性の地位に関する個人やグループの意識化およびそれらに立ち向かうための能力強化を通じた、ジェンダーの力関係を変革するボトムアップ・アプローチ。(BRIDGE, 2000, “ <i>Gender and Development: Concepts and Definitions</i> ”)
ジェンダー計画 (Gender Planning)	ジェンダーに配慮した政策を実施するために必要な政治的かつ技術的な過程や手順。(BRIDGE, 2000, “ <i>Gender and Development: Concepts and Definitions</i> ”)
ナショナル・マシナリー (National Machinery)	政府によって、政府内に設立されるジェンダー課題を開発政策や計画に取り込み、女性の地位向上を目指す機関・組織。(BRIDGE, 2000, “ <i>Gender and Development: Concepts and Definitions</i> ”)
クォータ（割当）制度 (Quota System)	女性の政治参加を推進するために、候補者・議席の一定比率を女性に割り当てるもの。インドやネパール、バングラデシュ、パキスタン、スリランカでは既に導入されている。

【指標】

貧困ギャップ率	貧困ライン未満の人々の平均的所得が、貧困ラインを何パーセント下回っているか（隔離しているか）を示す指標。 (世界銀行、 http://data.worldbank.org/indicator/SI.POV.NAGP)
ジニ係数	個人や家計間の所得分配の不平等の度合いを示す係数で、係数は 0 が最も平等な、100 が最も不平等な富の分配を示す。 (UNDP, 2015, <i>Human Development Report 2015</i>)
合計特殊出生率 (Total Fertility Rate: TFR)	全ての年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間に出産するとしたときの子どもの数に相当する。 (UN Data, http://data.un.org/Glossary.aspx?q=Total+fertility+rate)
租就学率 (Gross Enrolment Ratio:	ある特定の教育レベルにおける全ての年齢の就学者数を、同じレベルの学齢人口に対する割合で示したもの。

GER)	(UNESCO 教育指標技術ガイドライン)
純就学率 (Net Enrolment Ratio: NER)	ある特定の教育レベルにおける就学適齢の就学者数を、同じレベルの学齢人口に対する割合で示したもの。(同上)
国民総幸福量 (Gross National Happiness: GNH)	ブータンでは「国家総幸福量 (GNH) は国民総生産 (GDP) より重要である」とされ、9つの領域 (精神的幸福、健康、時間の使い方、教育、文化の多様性とレジリエンス、地域の活力、良い統治、生物多様性とレジリエンス、生活水準) に関して設定された 33 の指標に基づいて、全国 (全 20 県) でサンプル調査が行われる。(Center for Bhutan Studies & GHN Research, 2015, <i>Provisional Findings of 2015 GNH Survey</i>)
人間開発指数 (Human Development Index: HDI)	人間開発の 3 つの基本的な側面 ((1)健康で長生きできるか、(2)知識を得る機会があるか、(3)人間らしい生活を送れるか) を測定するための総合的な尺度。(1)健康と長寿は出生時平均余命、(2)知識を得る機会 は就学年齢児童の生涯予測就学年数 (現在の年齢別就学率が変わらないと仮定した場合、いま就学開始年齢の子どもが生涯を通じて通算何年間の学校教育を受けるかを予測した数字) と成人の平均就学年数 (25 歳以上の人が生涯を通じて受けた教育年数の平均)、(3)人間らしい生活 (生活水準) は、2011 年の米ドル建て購買力平価 (PPP) に換算した 1 人当り国民総所得 (GNI) を基準とする。(UNDP, 2015, <i>Briefing Note for Countries on the 2015 Human Development Report: Bhutan</i>)
多次元貧困指数 (Multidimensional Poverty Index: MPI)	3 つの HDI 構成要素 (保健、教育、所得) の貧困が、同一世帯においてどの程度複合的に存在しているかを表す尺度。(同上)
ジェンダー開発指数 (Gender Development Index: GDI)	3 つの HDI 構成要素におけるジェンダーの不平等の度合いにより HDI 値に調整を加えた尺度。(同上)
ジェンダー不平等指数 (Gender Inequality Index: GII)	リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康) とエンパワメント、労働市場への参加の 3 つの側面における達成度の男女差を表す尺度。値は 0 (男女が完全に平等) から 1 (全ての側面において一方が不利な状況) の数字で提示。(同上)

8. 参考文献

ADB, 2015, “*Advancing Economic Opportunities of Women and Girls: Implementation Completion Memorandum*”,

<https://www.adb.org/sites/default/files/project-document/180514/44134-012-icm.pdf>

ADB, 2015, “*Decentralized Coordination and Partnerships for Gender Equality Results: Technical Assistance Report*”,

<https://www.adb.org/sites/default/files/project-document/177646/48491-001-tar.pdf>

ADB, 2014, “*Bhutan: Country Partnership Strategy (2014-2018)*”

<https://www.adb.org/sites/default/files/institutional-document/42844/files/cps-bhu-2014-2018.pdf>

ADB, 2014, “*Bhutan: Gender Equality Diagnostic of Selected Sectors*”

<https://www.adb.org/sites/default/files/institutional-document/149350/gender-equality-diagnostic-bhutan.pdf>

ADB, 2012, “*Bhutan Living Standard Survey 2012 Report*”

<https://www.adb.org/sites/default/files/publication/30221/bhutan-living-standards-survey-2012.pdf>

ADB, -, “*Bhutan: Economy*”

<https://www.adb.org/countries/bhutan/economy>

CEDAW, 2016, “*Concluding Observations on the Combined 8th and 9th Periodic Reports of Bhutan*”

http://tbinternet.ohchr.org/_layouts/treatybodyexternal/Download.aspx?symbolno=CEDAW%2fC%2fBTN%2fCO%2f8-9&Lang=en

CEDAW, 2009, “*Concluding Observations on the 7th Periodic Report of Bhutan*”

<http://www.ncwc.gov.bt/en/files/publication/Bhutan%20Concluding%20Observations%207th%20CEDAW%20Report.pdf>

CEDAW, 2004, “*Concluding Observations on the Combined Initial, 2nd, 3rd, 4th 5th and 6th Periodic Reports of Bhutan*”

<http://www.ncwc.gov.bt/en/files/publication/Bhutan%20Concluding%20Observations%207th%20CEDAW%20Report.pdf>

Centre for Bhutan Studies & GNH Research, 2015, “*Bhutan’s 2015 GHN Index*”

<http://www.grossnationalhappiness.com/SurveyFindings/Summaryof2015GNHIndex.pdf>

- GNHC, 2013, “*Eleventh Five Year Plan, Vol.1 Main Document*”
<http://www.gnhc.gov.bt/wp-content/uploads/2011/04/Eleventh-Five-Year-Plan.pdf>
- GNHC, 2008, “*Bhutan’s Progress: Midway to the Millennium Development Goals*”
http://planipolis.iiep.unesco.org/upload/Bhutan/Bhutan_MDG_midway_progress_report.pdf
- GNHC & NCWC, -, “*National Plan of Action for Gender 2008-2013*”
[http://www.ncwc.gov.bt/en/files/publication/National%20Plan%20of%20Action%20for%20Gender\(2nd%20March\).pdf](http://www.ncwc.gov.bt/en/files/publication/National%20Plan%20of%20Action%20for%20Gender(2nd%20March).pdf)
- Ministry of Agriculture & Forests, 2015, “*Bhutan RNR Statistics 2015*”
<http://www.moaf.gov.bt/download/Miscellaneous/BhutanRNRStatistics2015.pdf>
- Ministry of Economic Affairs, 2016, “*Cottage & Small Industry Report 2016*”
<http://www.moea.gov.bt/documents/files/pub10wv5177oe.pdf>
- Ministry of Economic Affairs, 2015, “*Cottage, Small & Medium Industry Action Plan 2015-2018*”
<http://www.moea.gov.bt/documents/files/pub9fu3972jt.pdf>
- Ministry of Education, 2015, “*Annual Education Statistics 2015*”
<http://www.education.gov.bt/documents/10180/12664/Annual+Education+Statistics+2015.pdf/54daad9f-036d-4556-8b1e-cfe991014904?version=1.0>
- Ministry of Health, 2016, “*Annual Health Bulletin 2016*”
<http://www.health.gov.bt/wp-content/uploads/ftp/annual-health-bulletins/Annual%20Health%20Bulletin-2016.pdf>
- Ministry of Health, 2015, “*Country Progress Report on the HIV Response in Bhutan 2015*”
http://www.unaids.org/sites/default/files/country/documents/BTN_narrative_report_2015.pdf
- Ministry of Health, 2014, “*Comprehensive Multi-Year Plan of Immunization 2014-2018*”
http://www.nationalplanningcycles.org/sites/default/files/country_docs/Bhutan/cmyp2014-2018.pdf
- Ministry of Health, 2012, “*National Health Survey 2012: Summary of Findings Handbook*”
http://www.health.gov.bt/wp-content/uploads/moh-files/NHS2012_SFHandbook.pdf
- Ministry of Home & Cultural Affairs, 2016,
 “*Overview and Details of Elected Local Government Officials*”
- Ministry of Labour & Human Resources, 2015, “*Labour Force Survey 2015*”
<http://www.molhr.gov.bt/molhr/wp-content/uploads/2016/05/LFS2015-Report-Final.pdf>

Ministry of Labour & Human Resources, 2010, “*Labour Force Survey 2010*”

<http://www.molhr.gov.bt/images/stories/flf.pdf>

NCWC, 2014, “*Annual Report 2013-2014*”

NSB, 2016, “*Statistical Yearbook of Bhutan 2016*”

http://www.nsb.gov.bt/publication/files/SYB_2016.pdf

NSB, 2008, “*Socio-Economic and Demographic Indicators 2005*”

<http://www.nsb.gov.bt/publication/files/pub9zy4063xj.pdf>

NSB, -, “*Population Projections Bhutan 2005-2030*”

<http://www.nsb.gov.bt/publication/files/pub0fi10137nm.pdf>

OECD Development Centre, 2014, “*Social Institutions & Gender Index (SIGI): Bhutan*”

<http://www.genderindex.org/country/bhutan>

Office of the Census Commissioner, 2005, “*Results of Population & Housing Census of Bhutan 2005*”

<http://www.nsb.gov.bt/publication/files/pub6ri44cs.pdf>

Royal Government of Bhutan, 2015, “*Domestic Violence Prevention Rules and Regulation 2015*”

<http://www.ncwc.gov.bt/en/files/publication/Domestic%20Violence%20Prevention%20Rules%20and%20Regulation.pdf>

Royal Government of Bhutan, 2013, “*Domestic Violence Prevention Act of Bhutan 2013*”

[http://www.ncwc.gov.bt/en/files/publication/Domestic%20Violence%20Prevention%20Act%20of%20Bhutan%20%202013%20\(DVPA\).pdf](http://www.ncwc.gov.bt/en/files/publication/Domestic%20Violence%20Prevention%20Act%20of%20Bhutan%20%202013%20(DVPA).pdf)

Royal Government of Bhutan, 2012, “*Cottage, Small and Medium Industry Policy*”

<http://www.gnhc.gov.bt/wp-content/uploads/2012/10/CSMI-Policy-2012.pdf>

Royal Government of Bhutan, -, “*Cottage, Small & Medium Industry Development Strategy (2012-2020) & Action Plan (2012-2014)*”

<http://www.moea.gov.bt/documents/files/pub2am1876rf.pdf>

Royal Government of Bhutan, 2003, “*CEDAW Combined Initial to 6th Reports*”

<http://www.ncwc.gov.bt/en/files/publication/Initial%20to%20sixth%20CEDAW%20Report.pdf>

Royal University of Bhutan, 2014, “*Improving Women’s Participation in Local Governance*”

http://www.pce.edu.bt/sites/default/files/files/rub_publication.pdf

SAARC Convention on Preventing and Combating Trafficking in Women and Children for Prostitution, <http://www.saarc-sec.org/userfiles/conv-trafficking.pdf>

UN, 2016, “*Final List of Proposed Sustainable Development Goal Indicators*”
<https://sustainabledevelopment.un.org/content/documents/11803Official-List-of-Proposed-SDG-Indicators.pdf>

UN, 2014, “*Bhutan One Programme 2014-2018*”
http://www.unct.org.bt/wp-content/uploads/2014/08/FINAL-Bhutan-One-Programme_published.pdf

UNDP, 2015, “*Briefing Note for Countries on the 2015 Human Development Report: Bhutan*”
http://hdr.undp.org/sites/all/themes/hdr_theme/country-notes/BTN.pdf

UNDP, 2013, “*Bhutan MDG: Sub national Report 2013*”
http://www.unct.org.bt/wp-content/uploads/2015/02/MDG-Report-UNDP_comp.pdf

WHO, -, “*Bhutan: WHO Statistical Profile*”
<http://www.who.int/gho/countries/btn.pdf>

World Bank, 2013, “*Bhutan Gender Policy Note*”
<http://documents.worldbank.org/curated/en/960591468017989867/Bhutan-gender-policy-note>

World Economic Forum, 2015, “*The Global Gender Gap Report 2015*”
<http://www3.weforum.org/docs/GGGR2015/cover.pdf>

【ウェブサイト】

Bhutan Association of Women Entrepreneurs (BAOWE), <http://www.baowe.org/>

Bhutan Network for Empowering Women (BNEW), <http://www.bnew.bt/>

SDG Indicators: Global Database, <http://unstats.un.org/sdgs/indicators/database/?area=BTN>

Index Mundi, <http://www.indexmundi.com/facts/bhutan#Education-Outcomes>

Ministry of Economic Affairs (Department of Cottage and Small Industry)
<http://www.moea.gov.bt/documents/documents.php?Catid=2&unitid=7>

National Commission for Women and Children (NCWC), <http://www.ncwc.gov.bt/en/>

National Council of Bhutan, http://www.nationalcouncil.bt/en/member/list_of_members

National Assembly of Bhutan, http://www.nab.gov.bt/en/member/list_of_members

OECD, Development Finance Statistics
<http://www.oecd.org/dac/financing-sustainable-development/developmentfinancestatistics.htm>

RENEW, <http://renew.org.bt/>

Tarayana 財団, <https://www.tarayanafoundation.org/>

UN Data, <http://data.un.org/CountryProfile.aspx?crName=Bhutan>

UNESCO Institute for Statistics, <http://uis.unesco.org/country/bt>

World Bank Open Data, <http://data.worldbank.org/>